

東洋學報 第拾九卷第四號

昭和七年三月

論 說

蒲鮮萬奴國號考

岩 井 大 慧

- 一 序 言
- 二 箭内博士の東眞説とその批判
- 三 池内博士の東夏説とその批判
- 四 東夏の意義とその地域の變遷
- 五 東夏王僭稱の年次
- 六 萬奴の國號は大眞
- 七 大眞の意義と東眞
- 八 王滄傳并に王滄と萬奴との關係
- 九 結 言

一 序 言

金の宣宗新興蒙古の壓迫に堪へず、都を汴梁に遷すや、遼東に於ける金の威力は俄然地を拂つた。蒙古は關内經營に急にして、未だ遼東地方に確固たる地歩を占むる餘裕がなかつた。茲に於いてこの地方に獨立王國を建設せんとするもの、相次いで現はるゝに至つた。

耶律留哥の反は、まさにその魁であつた。これが鎮壓の命をうけた蒲鮮萬奴亦その野望に燃えてゐる一將であつた。

我が國に於いて、最も早く公にされた蒲鮮萬奴の事蹟に關する論著として、自分は京都大學の小川博士の「完顔古城址考」を擧げる。然しそれは主として考古學的探究より、金元兩代に於ける間島地方の地理を闡明にするを目的とし、萬奴そのものゝ研究に就いては、史料として魏源の「元史新編」、錢大昕の「十駕齋養新錄」等の後世の編纂ものを使用されたもので、遺憾の點が尠くない。こゝに問題とする國號に關する記事に就いても、何の批判もなく、材料そのまゝを提示してゐるに過ぎない。とは言ふものゝ、博士の我が國蒲鮮萬奴研究の先驅者としての功勞は、充分の尊敬を以て認めなければならぬ。

次に萬奴研究に劃期的名論として現はれたものは、故恩師箭内博士の「蒲鮮萬奴事蹟考」である。その後これが増訂成るに及んで、東真國疆域考と改題して世に公にされた。博士の蒙古史元代史に對する造詣深く、識見亦頗る穩健、東洋史界一方の重鎮であつたことは、今更

言ふ迄もない。この二篇は後にまた成吉思汗の滿洲經略に關する二三の研究と相俟つて萬奴研究の金字塔で、いづれも自分等後學の反覆參稽攻學の刺戟となつた大作である。

第三にこの問題に筆を染めしは、我が恩師池内博士である。博士は現に朝鮮史研究の雄と仰がれ、獨り東大の權威であるのみならず、廣く我が東洋史界一般の重望の歸する所である。その洽博なる學識と犀利なる史眼とを以て、高麗側の史料を縱横に驅使し、以てこの問題に裁斷を下した。それは、蒲鮮萬奴の國號について、及び金末の滿洲の二篇これである。凡そ金末元初の遼東を論じ、また同時代の高麗の歴史を研討せんとするものは、必ず先づ讀むべき貴重なる文獻である。

自分は教を兩博士に稟け、偶、元代思想史に興味を有し、指導を仰ぎしこと幾何なるを知らない、それだけ自分は兩博士の名篇に親炙し、その繙く毎に裨益を得、その所述に負ふ所夥しい。従つてその諸力作に對して、滿腔の敬意と尊敬とを拂ひ、その價値を認むることに於いても、亦決して人後に落つるものではないと信ずる。然し兩博士の研究の對象が、當時専ら歴史地理の闡明に在つた爲に、その涉獵せられし材料も、多くはその範圍に偏せられた頃の述作に係りしを以て、國號——王朝發祥の地名に基かざる、即ち文義に由來する國號——の如き思想的考覈を要する問題を取扱ふに際しては、今日よりこれを見れば、聊か遺憾の點がないでもない。既に兩博士の論戰あり、そが再覈を筆するが如きは、後學自分の如きもの、その任にあらざることは、固より能く知る所ではあるが、一面この問題は、兩博士によつて築

かれたるまゝ、東眞・東夏の兩説は、依然對立の姿となつてゐる爲、我が國東洋史學界に於いても、未だその歸趨する所を知らぬ現狀である。不幸にして自分の以て非なりとする箭内博士の東眞説が、その發表の早かりしと、萬奴研究の先驅者たりしとに依つて、我が國のみならず、遠く支那に於いてすら通説となりつゝある今日、これを是正するは、親しく教を享受せる子弟たる自分の義務の一部であるとも考へ、十數年來終始蒐集せる新拾の史料と、淺き知見の一端とを以て、熟慮再考の結果、この難問題を解決すべき秘鑰を握り得たかのやうな氣がするので、こゝにこれを江湖に開陳し、大方の叱正を乞ふことにしたのである。上來言ひ來つた自分は、決して故意に先輩諸博士の遺を捨て、敢て白璧の微瑕を擧げようとするものではないことは、讀者に於いても一讀了解せらるゝこと、信じ、自分の眞意は、眞理探究にのみ存することを、感知せらるゝこと、確信して筆を執ることゝした。

1 理學博士小川琢治著「支那歴史地理研究」三六九—三七五頁に再録。この論文は博士が、明治四十年十月間島踏査の際、偶然完顔城遺址を發見し、その調査報告として、同四十二年二月十一日京都史學研究會に於いて「完顔城の古址」と題しての講演に係り、同年九月發行同會講演集第二冊に載録されたものを、昭和三年九月發刊の前掲書に收めたものである。

2 文學博士箭内互著「滿鮮萬奴事蹟考」史學雜誌、第貳拾壹編、第貳號一八〇—一九七頁、第參號三一四—三二八頁、第五號五〇四—五二〇頁。明治四十三年二、三、五月。

3 同「東眞國疆域考」滿洲歴史地理、第貳卷、第四篇二二四—二六七頁。

4 同「成吉思汗の滿洲經略に關する二三の研究」東洋學報、第四卷第二號一九七—二一〇頁。大正三年六月。「蒙古史研究」三三—五二頁、再收。昭和五年十月發刊。

5 文學博士池内宏著「滿鮮萬奴の國號について」東洋學報、第拾貳卷、第四號四九五—四九八頁。大正十一年十二月。

6 同「金末の滿洲滿鮮地理歴史研究報告、第十、十一—一一八頁。

7 文學博士市村瓊次郎著「補訂東洋史要」には「東眞國の興起」とある。二五五—六頁。大正十二年七月。

小田省吾著「朝鮮中世史」二〇三頁。第十一章對外關係、第三十節金及び契丹、東眞、蒙古との關係と題し、内容に於いては、東夏、の滿鮮萬奴としてゐる。題に東眞とし内に東夏とするはどうかと思はれる。その結果が國號問題に就いては、東眞、東夏兩説を提示してゐる。二〇六頁。（朝鮮史講座一般史、大正十三年一月以降）

瀨野馬熊著「朝鮮中世史」二六八—一七五頁。全く小田省吾氏の前書と同一。特に國號に關する説亦然り。一七〇頁。（朝鮮史大系、昭和二年八月）

小田省吾著「朝鮮小史」三、「高麗と蒙古」の題下に、萬奴の國號を東眞と斷定されてゐる。同一著者に於いて、前には東夏説を探り、今また東眞説を用ゆ。學ぶ者その孰れに従ふべきかに苦しむ。その自立年次に就いては、後段詳細に批判するところあるであらう。

森田芳夫著「東眞國都南京及び南京萬戸の位置に就て」京城帝大史學會報、第壹號一七—二六頁。昭和六年七月一日發行。

8 「辭源」。辰、一〇〇頁「下段」。東眞の條に「國名、即東方女眞之意、金之季世、滿鮮萬奴據今吉林延吉道及朝鮮咸鏡道、稱帝國。東眞後爲蒙古所滅」と見え、全然箭内博士の説を探つてゐる。謝壽昌等著「中國古今地名大辭典」四八七頁。東眞國の條に「即東方女眞之意、金之季世、滿鮮萬奴據今吉林延吉道及朝鮮咸鏡道、稱帝國。東眞亦曰東眞後爲蒙古所滅」とあつて兩博士の説を併用してゐる。

二 箭内博士の東眞説とその批判

扱て萬奴の國號に關して、卑見を述べるに先き立ち、順序として、今日迄懸案になつてゐると考へられる兩博士の説を紹介し、然る後にこれが批判を試み、以て自説に及ぼうと思ふ。先づ箭内博士の東眞説から始める。

博士は、元史太祖本紀、十一年丙子の條にある

「冬十月蒲鮮萬奴降、以其子帖哥入侍、既而復叛、僭稱東夏。」
を引用して、左の如き結論を下してゐる。

「さて吾人が最後に引用せる元史の記事に、萬奴は國號を東夏と稱せりとあり、即ち前年始めて金に叛きて自立せし時に建てたる國號は大眞といひしを改めたるものなり。然るに高麗史には萬奴の國を東眞とのみいひて絶えて東夏といひしことなし、夏と眞とは字音の上より毫も相似の點なければ、此二つの名稱は決して同一音の轉訛にあらざるは勿論なり。たゞ夏の字は眞の略字、眞と其形甚だ相似たり、即ち東夏と東眞とは字音に於いて轉訛することなきも字形に於いては誤り易し、然らば二者孰れが誤なりやといふに、吾人は夏字は眞字の誤寫にして東夏は當に東眞とあるべきものと推定す、蓋し前年萬奴が始めて遼陽に於いて天王と稱したる時も、此年東方の或地に據つて再び自立したる時も、彼れの根據地も其領域も共に今の滿洲の一部にして、此時までは少くとも名義上金國に屬したる地域なり、故

に萬奴が叛きて自ら國王と稱する場合には、此地方の舊名女眞を採りて其國號とすること如何にも自然の考察なり、殊に萬奴其人が女真人たるに於いてをや、乃ち彼れ始めて遼陽に自立せし時には其國號を大眞といへり、言ふまでもなく大女眞の略稱なり、而して東遷後再び自立せし時には東女眞の略稱東眞を用ゐしなり。此の如き例は絶無に非らず、契丹即ち遼が渤海を滅ぼし、時其故地を東丹と名けたるは蓋し東契丹の略稱なるべく、遼の皇族の一人耶律大石が中央亞細亞に建てたる黒契丹タイキを一に大丹ともいへるは、大契丹の略稱に外ならざるべし。萬奴が其國名を改めて東夏と稱したることは、當に元史の太祖本紀に見ゆるのみならず、皇元聖武親征錄にも同じく然れば、一概に之を誤謬として斥け難きに非らずやとの反問も起るべけれど、此二つの記事は共に聖武開天記に基けるものなるが故に、此原書に眞字を夏字に誤りたりしを、後の二書が之を襲ひしものとこそ推測せらるれ、二書の記事が一致するの理由のみを以て、吾人が上に述べたる推定を動かさんとするの非なるは論辯を俟たざる所なり。と堅き信念を以て述べられ、後更に萬奴の國號は東眞なるの一旁證と題して清洪鈞の「元史譯文證補」と朝鮮李奎報の「東文選」とにあらはるゝ東夏又は東夏國なる字面に就いて、或は洪氏は全く東眞に關する事實を知らざりしが、ため之を以て東京の音譯と誤解し、更に親征錄元史等に東夏とあるにより、漫然之を東夏と改めしに過ぎざるべしと斷定し、或は東眞は東女眞の略稱にて高麗人慣用の地方名なれども、萬奴の定めたる國號は東夏なるべしとの疑あらんも、必ずしも然らず、東夏の文字の見ゆるは、單に最初の

一通に過ぎざれば、傳寫若くは版刻の際に起れる誤謬とも言ふを得べし。高麗史には皆東真國とありて、絶えて東夏國といはざるは、右に對する何よりの反證なり。

と愈、自説を固持され、最後にこれを左の五箇條に要約されてゐる。(一)高麗史には皆東真又は東真國と記して絶えて東夏と稱せざる事、(二)萬奴の始めて東京に自立せる時の國號が大真なりしこと、(三)眞の字は夏の字に誤られ易き事、(四)ラシッドの集史の原文には東真とありしものと推測せらるる事、(五)東夏は萬奴の國號としては不穩當なる事と主張され、屠寄が蒙兀兒史記に東夏説を採れるを非難して擱筆されてゐる。

以上は箭内博士の東真説の大略であるが、果してこれが是認出来るであらうか。疑なきを得ない。いまその批判を試みるに當つて、便宜上要約五箇條に就いて、追次反駁を許されたらう。

(一)箭内博士の説の最も弱きところは、寧ろこゝに存すると信ずる。言ふ迄もなく蒲鮮萬奴は金の叛臣である、而して又一方元とも高麗とも交渉があつたことは明である。然るにその萬奴の國號を決定するに當つて、金の史料に絶えて見えざる東真を以てするは、果して肯綮に中るを得るであらうか。金元史料に於いて、全くこれに關する材料缺如せる場合にあつてこそ、高麗史にこれを求むべきであつて、最初より高麗史一點張りて支持せられたことは、慎重なる博士の爲に惜まざるを得ない。まして況や、親征錄、元史に見える立派な材料をも、惜げもなく麗史によつて抹消されたことは、果して妥當であらうか、この武斷的な處置

は、博士の爲に頗る遺憾に堪へぬ。東眞を以て東女眞、大眞を以て大女眞の略稱とされる博士の議論は、字面に於いてだけは、承服することが出来るけれども、これが國號としては、遺憾ながら適切な考察とは思はれない。女眞とは時代と記録とによつて多種多様の書方があるが、要するに種族の自稱名である。然しながら彼等自らは決して大女眞とか東女眞とは言つてゐない。生女眞、熟女眞等と共に形容詞を冠らせて呼ぶときは多く他稱のやうである。その他稱を採つて而も中間字を省略して大眞とか東眞とかとし、これを更に國號として採用したとは、どうしても考へられない。博士の擧げられた東丹、大丹の如き、果して支那でいふ如き意味に於いての國號であつたか否かは疑問である。

(二)萬奴が始めに建てた國號が大眞であるとの説は、後に紹介する池内博士も同意見でをられるが、自分は兩博士とは、全然異つた見地に立つて、これを論じたいと思ふから、後段節を改めて詳説することゝしたい。

(三)假令それは博士の説かるゝが如く、眞の字は夏の字に誤られ易いとするも、親征錄「元史」の原となつたと思はれる、聖武開天記が既に眞を夏と誤記せるならんと、博士の推測は、何等根據あるものではなく、まして高麗側兪升旦の書簡に見える東夏に就いて「傳寫若しくは版刻の誤謬」として、これを否定せられしは、餘りに苦しき立論と言はねばならぬ。而して博士は「元史」耶律留哥傳(註)中に見える「東夏國元帥胡土」東夏萬奴國等に關しては、生殺一言も觸れてゐない。萬奴の東夏は王號であつて、決して國號ではないと主張する自分は、以上出で來

つた東夏に關する材料に就いて、後節充分の批判を加ふるところあるであらう。

(四)ラシッドの集史に關することも、甚だ曖昧であると思ふ。丁度この箇所は洪氏がラシッドに據つたか、他のものに憑つたかは不明であるが、たゞその原文には「東京」とあつたと洪鈞は明瞭に斷つてゐる。それは言ふ迄もなく萬奴の最初反旗を擧げた地名東京遼陽と、その僭稱した王號東夏とが西方記録に誤傳したものであつて、決して東真とあつた證左とはならない。何となれば後に引用する如く、洪氏のこの記事は、全然親征録の記載と契合するが如く内容の一致を見、兩者恐らく同源の材料から出てゐると見らるゝにも拘らず、録に「蒲鮮也奴」とあるところを「證補」に「禿珠大石」となつて誤傳してゐるからである。洪氏は「録」によつて京を夏と改めたのは、一應尤もで蓋し當然過ぎる程當然ではあるが、材料尊重主義から言へば寧ろ譯はその儘にして置いて、注に「録」との相違を書いて置くべきであると思ふ。といふ譯は、東京王と西方に流傳したことによつて東京遼陽に王となつたことの證據ともなり、東京王が果して誤傳か否かを、原本から精査する後人が無いとも限らず、又それに依つて更に新事實が生れて來ることがあるかも知れないからである。

(五)東夏は萬奴の國號として、何故不穩當であるかを博士は説明されない。どんな僭偽の國家でも、立派な國號を附してならぬとは、誰れが言ひ得よう、僭偽の小國でも體面上、隨分大それた國號や年號を稱へてゐる。凡そ國號の選定には、文字の立派なるは勿論、その意義の莊重なるを採るのが、本來の建前であらう。故に博士の不穩當となざるのは、博士の主觀が

しか認めらるゝのであつて、誰れでもが不穩當と認めるものではない、従つてこれは東眞説を庇護する理由には、餘りにかげ離れたものと信ずる。

かく五箇條に互つて、逐次これを批判し來れば、遺憾ながら箭内博士の東眞説は、こゝに全く成立の礎石を失ふことゝなる譯である。因に博士以前に支那側に於いて、蒲鮮萬奴の國號東眞説を唱へた一人の學者あるを聞かぬことも、注意に値すべきことの一事である。

⁹ 箭内互著、東眞國疆域考、滿洲歴史地理、第貳卷二二六—二七頁。大正二年五月。

¹⁰ 箭内互著、成吉思汗の滿洲經略に關する二三の研究、東洋學報第四卷第二號一九七—二一〇頁。大正三年六月。後に「蒙古史研究」三三—五二頁に再録。昭和五年十月。

¹¹ 屠寄著、蒙兀兒史記、列傳第十五、耶律留哥傳、蒲鮮萬奴傳、五丁表。

¹² 「宋會要」蠻夷部、女貞、女直。「元朝秘史」主兒扯惕。宋宇文懋昭撰、大金國志、朱里真、盧真、女直。宋洪皓撰、松漠紀聞、女質。清厲鶚撰、遼史拾遺、卷十三引余靖「武陵集」注展。「滿洲老檔」珠申。

¹³ 「元史」卷百四十九、列傳卷三十六、耶律留哥傳、三丁裏及び五丁表。洪武版。

¹⁴ この東京、玉自、立の記事は、洪氏の譯は、ベレナンに依れるか、將たまたドインソンに據れるかを確めるため、原本にあつて見たが、自分の瞥見したところでは、どうしても見當らなかつたから、恐らく何かこの二書以外のものから譯した部分ではなからうか。

Berezin, L. N. *Sbornik letopisei. — Istorija Mongolov sochnienie Rasid-Eddina. 1858-1888.* 及び D'Osson, Baron C., *Histoire des Mongols, depuis Tchinguiz-Khan jusqu'à Timour Bey ou Tamerlan. Amsterdam, 1852. 4 vols.*

三 池内博士の東夏説とその批判

次は順序として池内博士の東夏説を紹介する。博士は「元史太祖本紀十一年丙子十月の條に見える僭稱東夏」とある記事と、「皇元聖武親征錄」にある「自稱東夏王」とを引用され、その上「元史耶律留哥傳」より「東夏國元帥胡土」東夏萬奴國の二記事を摘録され、これ等より考察斷案を下され、再度の自立の時萬奴の用ゐし國號につきては疑義なきが如しと言はれた。更に他方「高麗史」には「萬奴の國を東真國、其の國の人を東真と呼びたる例は甚だ多く、然かも東夏といふ文字は絶えて見えず。是に於いて萬奴の國號に關する疑問起ると説かれ、嘗て箭内博士が指摘、以てこれを否定せる同一材料たる朝鮮李奎報撰「東文選」收するところの兪升且の二書を利用し、箭内博士とは全く反對に、これを生かして萬奴の國號を以て東夏國とする主張の確證とされたのである。

先づ博士は箭内博士の夏真誤寫説を否認されて、左の如く述べられてゐる。

「元聖武親征錄」と元史太祖本紀との記事の本文上の關係はいざ知らず、是等と直接關係なきこと殆んど疑なき耶律留哥傳の文に見ゆる二箇所の東夏、さては高麗側の獨立の史料なる東文選の其れをさへ皆東真の誤寫なりと斷ずるに至りては、到底其の説の妥穩なるを想ふ能はず。況んや東文選には東夏と東真とを區別して記せるに於いてをや。高麗にては此の朝の初めより地理上及び防禦上の關係より半島の北部に住する女真に附するに東西

の稱を以てし、東北界咸鏡道方面のものを東女真、西北界(平安道方面)のものを西女真といへるが、上述の如く定平の長城外の地即ち所謂東女真の地に國を建てたるものは萬奴なれば、高麗側の史籍にのみ見ゆる東真が東女真の略なるべきは、之を察するに餘りあり。東文選に收むる、同東夏國書の第二にも、貴國所領東真防卒とあるのみならず、之を承けて、貴國境内といふべき代りに、東真境内といへるにあらざるや。東真が萬奴自ら用ゐし國名ならば、彼に對して、東真境内とはいはざるべし。殊に高宗二十年、蒙古太宗五年、萬奴の國の滅びし後も、なほ久しき間東真の名の屢、高麗史に見ゆるは、そが女真民族の金帝國の領域内に包含せらるゝ以前の時代に於いて主として東女真と呼ばれしもの、略稱なるを疑ふ能はざらしむ。(金帝國建設以前の完顏氏即ち阿勒楚喀地方の所謂生女真も、咸鏡道方面より高麗に通ぜしを以て東女真と呼ばれたり、此の故に余は東夏國を以て萬奴が東京に於いて蒙古に叛せし以來、彼自ら用ゐし正式の國號中夏に對する東方の華夏の意義にて、東真國を以て彼れと高麗との交渉の生ぜし後高麗人の與へし副稱なりと解せん¹⁵⁾とす。

これを要するに池内博士の主張は、萬奴の國號は東夏が正式のものであつて、東真は高麗側から呼んだ副稱であると言はれて、兩記錄の牴觸に妥協を計らんと努力されたことは、實に巧妙な考察と敬服に堪へぬ。然しながらこれ果して妥當な解釋であらうか、これ亦疑なきを得ない。

箭内博士の夏真誤寫説を排せられた點は、自分も雙手を舉げて賛同するものであるがゆ

ゑに、これは問題外である。

第一に、皇元聖武親征錄と元史太祖本紀との本文上の關係はいざ知らずと、頗る簡單に取扱はれしは、どうかと思ふ。自分はこの兩史料の内容に就いて精細に比較検討し、これが全く親子關係に立つ史料なることを確め、史は全然錄に據りしものなること明かなれば、錄の繋げし年月と、史のそれとに、相違あることに留意し、錄によつて、史の年次を正だし、以て今次自分の新説の基石とした。この兩史料とも、僭稱東夏、自稱東夏王とのみあつて、決して東夏國と記載してないことに注意して頂きたい。後に詳論決定する如く、自分は東夏は王號であつて、決して國號ではないと主張するものであるがゆゑに、順次博士の擧げられた第二第三の材料に就いて、暫く批判を許されたい。

次に博士の使用せられし、元史耶律留哥傳中に表はるゝ二つの東夏である。その一は、東夏國元帥胡土⁽¹⁶⁾これである。これは、高麗史高宗の戊寅五年十二月の條に、東真萬奴所遣完顔子淵兵二萬とある記事と符合すべきものであることは、留哥傳の年次戊寅とも、江城攻圍の事實とも合致し、胡土は子淵の女真名なること、箭内博士の證明で正しい。かくて兩者を較べ、然る後留哥傳中他の東夏、即ち東夏萬奴國を正視する必要がある。高麗史の東真萬奴、元史の東夏萬奴國を並べ見るとき、自分は當時かやうな慣用法があつたことを認めざるを得ない。麗元兩史の形式の一致は、決して偶然ではないと信ずる。果して然らば第一の東夏も、その材料となつた原本に於いては、東夏萬奴國元帥胡土とあつたものを、倉卒の間に成れる

「元史」のことであれば萬奴の二字を脱落して了つた結果、かやうな状態で傳はつたのであらうと考へられる。かく論じつめて來れば、これは決して、東夏を國號として見る譯にはいかなくなる。寧ろ、東夏王萬奴、國の意である。自分の檢索し得た萬奴に關する如何なる史料にも、彼が國を東夏と號したとは見當らないけれども、自ら東夏王と稱したとは、親征録が明記してゐる。一字誤つて傳へてはゐるが、洪鈞の「元史譯文證補」にも、自立爲東京王とあることも、その旁證となり得よう。

第三に「東文選」所收の兪升且の書二通に見える東夏に就いて論じて見よう。先づ論を進める便宜上、第二信の方から初めることとする。

箭内池内兩博士によつて、高麗の宰相兪升且より、東夏國への答書として、前者は東夏國を非認する爲に、後者はこれを肯定する爲に使用されてゐる。この書翰に就いて、互に議論を闘はし、各自自説を擁護される爲に使用されてゐるが、自分の研覈に従へば、少くともこの一通は、高麗より蒙古の留守監國皇太弟即ち帖木哥幹赤斤に宛てたる書狀にして、決して東夏國への回書ではない。然らば何を根據に左様な大膽なる主張をなし得るやとの詰問があるであらうから、いま暫く煩を忍びてこれが全文を掲げ、然る後それが證明を與へよう。即ち「東文選」は、「同東夏國書」と題して一書を掲出し、その後、

同前書

右啓孟冬初寒、伏惟大王起居萬福。今十月某日、宣差溪都、不合等、至奉傳鈞旨、備審大王起居。

萬福喜慰無已、垂示催進禮物事、已於今年八月宣差掉胡與賣大王鈞旨來、粗具土物、各色分染砧擣了、水獺皮、繇紵布、紙墨等、亦竝擇佳品、但我國地瘠民貧、歲入鮮寡、以此准備大艱、尚依前數、并廻書、卽與宣差掉胡與已曾前去也、節次所要筆、本是黃鼠毛所製、而黃鼠非我國所有、以此不能應副、做店邸事、自是我國最切要底、雖無來諭、已有修葺之意矣、只緣年年貴國使來、輒有防卒、群聚隨至、入境駐久、所經村驛、不無騷擾、由是民不樂沿路之居、而未果修葺耳、卽今兩國界畔、幸無艱梗之虞、雖無防卒、亦可前來、若不得已、須有防卒、兩國自有疆界、貴國所領東真防卒、留於東真境內、不令寸步入我疆界、先以貴國人使過界日時、預牒我國、則我國境內、以我國之人迎護一行、取接前來、則於理兩得也、且兩國相交之禮、須有定數、一年一度行李之來、既有前規、今者一行節級、分爲兩次、相繼而來、并大王殿下差遣外、別有人使來者、遞此一年中、已三度行李來矣、苟無定準行李之來、歲歲數數如此、則送迎之備、民疲財竭、漸恐不能支也、貴國宜依己卯初定人數禮式、一年一度行李往來、甚爲穩便、惟照諒之、謹啓。¹⁸

上掲書翰中、一度も東夏の文字の出でざるに疑惑を抱ける自分は、文中大王起居萬福また大王鈞旨なる語あるに留意し、更に貴國所領東真防卒、留於東真境內、不令寸步入我疆界とあり、結句に近くまた、貴國宜依己卯初定、人數禮式、一年一度、行李往來、甚爲穩便と見えるに著眼して、これ決して萬奴の國への回書ではないと考定した。一方また觀察の方面を變へ書中現はるゝ、今十月某日、宣差溪都不合等至、今年八月、宣差掉胡與賣大王鈞旨來の二つの日附と二人の人名とを得た。これ等の諸材料は、自分を驅つて、高麗史檢索の必要に進ませめた。

高宗世家八年の條に、

辛巳八年：八月己未八日蒙古使著古與等十三人東真八人并婦女一人來甲子十三日王迎詔于大觀殿蒙古東真二十一人上殿往復未決日將吳乃許八人升殿傳蒙古皇太弟鈞旨とある。書中の掉胡與はこゝの著古與と全く同一人を指せること一點の疑もない。さすれば書中に今年八月とあつたのは高宗の八年辛巳八月であることも明かとなつた。なほ一方書中を精讀し進めば、水獺皮、縣紵布、紙、墨等は出来るだけの佳品を擇んだが、但我國地瘠民貧、歲入鮮寡であるから、中々これ等を取揃へることは難事であると述べ、今次御要求の筆に就いて、節次所要筆、本是黃鼠毛所製、而黃鼠非我國所有であるから、殘念ながら御希望には副ひ兼ねると言譯を言つてゐる。他方、高麗史は、前掲鈞旨のあとへ左の如く續けて、

索獺皮一萬領、細紵三千匹、細苧二千匹、縣子一萬筋、龍團墨一千丁、筆二百管、紙十萬張、紫草五筋、紅花、藍筍、朱紅各五十筋、雌黃、光漆、桐油各十筋、著古與等傳旨。

と細記してゐる。まさに書と麗史と兩者對應するを觀取されたことゝ信ずる。言ふ迄もなくこれ蒙古受貢使の誅求に對する高麗側の返書であること疑ない。従つて、今十月某日云云の條も、麗史同年同月の條に、冬十月乙卯五日蒙古使喜速不花等七人來、庚申十日王宴蒙使于大觀殿に照應する。なほまた書中に見える己卯の初制定條約に就いても、序に一言觸れて置かう。高麗史高宗世家六年の條には

己卯六年正月庚寅二十三日哈眞遣蒲里岱完等十人、賫詔來請講和。

と見えるのみで、頗る簡單であるが、同十九年壬辰冬十一月の條に、高麗より蒙古へ發せる、上皇帝陳情表の次に「又狀曰」として、

至己卯我大國遣帥河稱札臘、領兵來救、一掃其類、(契丹)小國以蒙賜不賫、講投拜之禮、遂向天盟告、以萬世和好爲約、因請歲進貢賦、所使元帥曰、道路甚梗、備國必難於來往、每年我國遣使佐、不過十人、其來也可賣、持以去、至則道必取萬奴之地境、備以此爲驗、其後使佐之來、一如所約、每我國輸付以國贐禮物、輸送闕下。

と詳細を報じてゐる。また李奎報の「東文選」に、金徹の「與中山稱海兩官人書」中にも、

曩者我元帥與上國之元帥何稱札刺講和、投拜、其貢賦之制、則成吉思皇帝有詔旨、歲遣十人賣來、以爲恒式。

と見えてゐる。これ等の材料によつて、書中に見える條約條項中、禮式は「投拜之禮」、人數は「不過十人」、受貢使は必ず萬奴の境を經べきを規定し、催貢をなし得る回数も、年一度と制定されてゐたことも判然としてゐる。

上來述べ來れるところに依つて、この書の宛先は蒙古であることを了解されたことであらう。かくてこそ書中「貴國」とあるは蒙古のことであるがゆゑに、箭内池内兩博士の解釋に苦しまれた、貴國所領東眞防卒、留於東眞境內なる句も、何等の無理もなく解けると思ふ。「東文選」の編者が「同前書」として、これを「同東夏國書」の次に編入せしは、全く編纂上の疎漏にして、正しくは、これより前十七通溯りしところに「蒙古國使賣上皇太弟書」とある書簡の次に「同前

書として挿入すべきものなることを知る。それは現在この書位置するところを中心として前に八通後に一通の書に就いてこれを麗史に對照、これが年月日を校覈せる結果、前八通は高宗壬辰十九年三月より十二月に亙り、後一通は同高宗庚子二十七年春三月のものに屬し、編者李奎報の死せる年を以て、東文選第六十一卷を終つてゐる。この前後は共に「高麗史」第二十三卷に収録されてゐるものに相當するに對し、こゝに問題とせる「前同書」の内容は、「同史」第二十二卷にある記事に相當してゐることに因つても、自分のこの順位變更は、理あること明かである。

かやうに論證し來れば、問題は殘る「回東夏國書」たゞ一通となる。これも批判の必要上、煩を厭はず全文を掲ぐることにする。

回東夏國書

俞升旦

高麗國王某、謹廻書于東夏國王殿下、承來示云、成吉思皇帝聖旨道、與東夏國王准備親見來者、高麗國依前一黏約和時分、亦一同將來爲此准前去、仍問或去以否者、切念小邦、介在海陬、地遐路阻、邈自古初、歷事大國朝覲之禮、未獲躬親、今聞成吉思皇帝、廓開聖緒、奄統縣區、日月所照、莫不賓服、願惟屏微、夙荷覆露、慶抃之情、萬倍常品、懷欲舄趨、往伸蒸賀、爲日久矣。但道里攸遠、山川阻脩、古昔歷事之時、使輶往來、尙且難澁、況不穀國雖偏小、藩務所繫、勢不可一日曠職、倘或輕離、守封遠涉、萬里脫有不虞、恐累盛德、以此瞻望、翹傾唯深、兢灼耳傳、有之親仁善隣、國之寶也、弊邦幸與貴國、境連壤接、慰候相望、載惟善隣之意、彼此暗合、決無一毫間異也、冀

軫念而諒察之、歲序向闋、新正將啓、伏惟千萬自愛、謹啓。^三

前翰の麗史によつて、内容の月日を推定し得たるに反し、これは不幸にして日附を定むべき何等の手懸りもない。たゞ文中、弊邦幸與貴國境連壤接とあり、また、今成吉思皇帝、廓開聖緒、奄統縣區、日月所照、莫不賓服とあるに稽へ、萬奴が豆滿江流域に移りし後なること明である。何んとなれば、東京遼陽に立國せる當時ならば土地接壤してゐるとは言はぬであらうからである。後に説くが如く、自分は萬奴の東遷を、金宣宗興定元年丁丑蒙古太祖十二年、高麗高宗三年、大眞とするがゆゑに、萬奴の東方進出、都城建設等を傳聞せるに對して高麗よりこれを祝福し、和交を求めたものであらうと思はるゝことは、親仁善隣國之寶也と言ひ、慰候相望、載惟善隣之意、彼此暗合、決無一毫間異也と書してゐるところでも察せられる。或はまた「成吉思汗云」とあれば、少くとも己卯金宣宗興定三年、蒙古太祖十四年、高麗高宗六年、西曆一二一九の蒙麗條約後、即ち蒙古の受貢使が萬奴の境を通過して高麗に來るを約せる時乃至はその頃に發せるものかとも考へられぬでもない。果して然りとすれば、こゝに「東夏國王殿下」と明記ある以上、東夏の國號は、豆滿江流域に移りし後も、一見立派に使用されてゐた證左のやうにも見える。兪升且は高宗朝の宰相として樞機に參與せる人であるし、高麗側の國書であるから間違はあり得ないと主張さるゝ向きもあるかも知れぬけれども、自分はこれを以て、兪升且の外交上の辭禮として、しか使用せしに留り、實際とは相違してゐたと考へる。その理由は、斯様な使方は唯一この書簡一通に留り、高麗史にも、當時の他の文獻にも、

絶えて一度も見當らぬことこれである。然らば兪升且はどうして斯様なものを書いたであらうか。私かに按ずるに先きに一度蒙古に降り復た反せる萬奴の東夏王と僭稱せることを悉知せる彼は、その後萬奴が正式に國を大眞、高麗史にも見ゆと號せしにも拘らずこれを認めず、舊稱東夏王を以て呼んでゐた、然るにその東夏王が自國と接壤するに至つたのである。そこで成るべくこれと事を構へざらんとせし彼兪升且は、親善和平を切望するの餘り、出來得る限り遜讓の態度に出で、これに宛てたる書翰に於いて、「東夏國王殿下」と最大尊稱を以てしたものであらうと推定する。自分等私交上の場合に於いても、實際はそれ程の人ではないが、書翰であるから特に尊稱を以て應答するといふ感情のあることは、誰人も経験あるところであらう。これ實に兪升且一個人の外交的辭禮に依つて作られたる「東夏國」にして、決して事實に基いたものではないと考へる。従つて唯一通殘れるこの書簡から、「東夏」は萬奴の國號として認められてゐたことの證、左とはならないと思ふ。

かくて從來魏源、元史新編、錢大昕、十駕齋養新錄、萬奴傳、屠寄、蒙兀兒史記、蒲鮮萬奴傳、文學博士柯劭忞、新元史、蒲鮮萬奴傳等の支那側學者の間に主唱されて來た「東夏說」も同時に、立論の根柢を失ひ、成立出來なくなつた譯である。

如上絮說せる如く、東眞も東夏も共に萬奴の國號に非らずとせば、萬奴の國號如何が問題となるは當然のことである。これ後節自分の詳説するところに依つて、自ら明白となるであらう。

15 文學博士池内宏著、蒲鮮萬奴の國號について、東洋學報第拾貳卷第四號四九五—四九八頁。大正十一年十二月。

16 朝鮮鄭麟趾撰、高麗史卷二十二、高宗世家。國書刊行會本、第壹冊三三三頁下段。明治四十一年十一月刊。(以下之を略す)

17 文學博士箭内互著、蒙古の高麗經略、滿鮮地理歴史研究報告第四、二二七—二九七頁。大正七年四月。「蒙古史研究」四五一—五〇七頁。子淵のことは四五九頁、再收。

18 朝鮮李奎報撰、東文選卷之六十一、三七〇—三七一頁。朝鮮國書刊行會本、第三冊。大正三年九月。(以下之を略す)

19 「高麗史」卷二十二、高宗世家三三四頁下段。

20 同上、同卷三三五頁上段。

21 同上、同卷三三三頁下段。

22 同上、卷二十三、三四九頁下段。これはまた「東文選」卷之四十八、六〇頁にも収録あり。

23 朝鮮李奎報撰「東文選」卷之六十一、三七一頁。

24 同上、同書、同卷三六九—三七〇頁。

四 東夏王僭稱の事由

蒲鮮萬奴が正式に國號を大真と稱する前に、東夏王と自稱せしことは、皇元聖武親征錄に依つて明かである。彼が東夏王と稱する所以の奈邊に存せるかを考へて見るも、この場合あながち無用のことでもあるまいと思ふ。

漢族の黄河下流域に據つて國を成し、都邑を造る、この時周圍の蠻貊に對して、自ら稱して

華夏と言へることは、周書武成篇に明記がある。後地を拓くこと益遠く、漢文化の四方擴張と共に、華夏の稱も擴大し、中原を稱するの異名となり、更に後世となるに及んで、對外的に支那國自身を華夏を呼び、今日の中華も亦遠くそれに因を有することは、何人も周知の事實で今更自分が呶々する迄もあるまい。

東夏は池内博士も既に言はれし如く、東方華夏の意義なることは、説明する迄もない。然るにこの東夏なる稱も亦華夏の場合と同じく、最初は或一小地點に限りしものが、所謂中心たる華夏の成長増大につれて東夏と呼ばれる、地方の漸次東へ東へと移動せる痕跡を、史乘に徴することが出来るのである。換言すれば、最初河南省の特殊の一點の稱たりし東夏が時代を経るに従ひ、山東に、河北に移り、更に後には滿洲朝鮮に及びしことを證することが出来る。いま左にこれを略説し、以て萬奴に及ばうと思ふ。

東夏の名稱の最も古く現はるゝは、周書微子之命である。即ち
予嘉乃德、曰篤不忘、上帝時歆、下民祗協、庸爾建于上公、尹茲東夏、欽哉。

これである。説明する迄もなく、周の成王が殷の遺族たる微子を、宋に封じて殷の祀を繼がしめた時の策命の文である。篇中成湯の徳を頌し、更に微子紹述の功を稱へ、王者の後裔であるから公爵の最上位を授け、宋國に封じたとある。「もつて爾を上公に建て、この東夏を尹めしむ」といふのである。宋の都毫（今河南省商丘縣）は、周の都から見て東に當つて居るので、東方の華夏國、即ち東夏といつたのである。「春秋左氏傳、昭公元年の條、祁午の趙文子に謂へ

る語中に、

再合諸侯、三合大夫、服齊狄、寧東夏。平秦亂、城淳于、師徒不頓、國家不罷、民無謗、諸侯無怨、夫無大災、子之力也。可

とあり、東方齊狄(山東)を服し、西方秦亂陝西(甘肅)を平げとあつて、中央東夏を寧んじとあるところに注意しなければならぬ。また、同傳、昭公十五年の條、晉(山西)の荀躒が周(河南)にゆき、王に面せるとき、宴會の席上王の曰く、諸侯は皆周室の爲に四方鎮撫に盡力するあるに、晉獨りそれをせざるは如何なる理由かと尋ねたるに對し、陪席せる籍談之に對へて、諸侯の封ぜらるゝや、皆王室より明器を受けてゐるから、その社稷を鎮撫し、また王に彝器を薦めるのである。然し晉は深山に居し、戎狄と隣し、王室より遠く、從つて王靈及ばない。どうして器を獻ずることが出來ようかと應へた。その時王は決して然らず、汝等の父は成王の母弟であり、從つて種々なる分與を受けたとて、多くの寶物の名を舉げたる後に、次の如く言つてゐる。

文公受之、以有南陽之田、撫征東夏、非分而何。可

と。また、晉書、孝愍帝建興元年五月の條に、鎮東大將軍瑯琊王睿を侍中左丞相大都督陝東諸事となし、同時にこれに下せる詔勅の中に、

朕以冲昧、纂承洪緒、未能臯夷、凶逆奉迎梓宮……
朕意、公茂德昵屬、宜隆東夏、恢融六合、
 非公而誰、但洛都陵廟、不可空曠、公宜鎮撫、以綏山東。

と見えてゐる。以上の諸材料に於いては、孰れも河南省を指して東夏と言つてゐることは

明かである。こゝに留意すべきは、鎮東大將軍瑯琊王へ、山東鎮撫の命令を出してゐることである。次に「梁書武帝本紀中興元年九月の條に、

天子詔高祖蕭衍平定東夏、竝以便宜從事。

と見ゆる東夏は何處を指してゐるであらうか。更に「梁書」を検するに、これより先き、

〔永元〕二年冬十一月：高祖謂諸將曰：我若總荆雍之兵、掃定東夏：三年二月、南康王爲相國、以高祖爲征東將軍、給鼓吹一部。

とあり、またその後になほ續けて、

三月乙巳、十一日、南康王卽帝位於江陵、改永元三年爲中興元年：乙酉、以高祖爲尙書左僕射、加征東大將軍、都督征討諸軍事、假黃鉞。

とも記してゐる。而して實際の戰蹟を述べるとき、湖北江西の諸城に轉戦し、河南山東の各地を或は攻略し、或は降服せしめてゐる。この場合の東夏は別に明かに山東とか河南とか分つてゐないけれども、征東大將軍都督の使命と結付けて、東部支那であることだけは察知出來よう。然るに「隋書」に現はるゝに及んで、東夏は的確に山東を指せることを認めざるを得ない。即ち「隋書牛弘傳」に、

高氏據有山東、初亦採訪、驗其本目、殘缺猶多、及東夏、初平、獲其經史四部、重雜三萬餘卷、所益舊書五千而已。今御書單本合一萬五千餘卷、部帙之間、仍有殘缺、比梁之舊目、止有其半。

との記載が見える、牛弘は開皇の初、散騎常侍祕書監を授けられた人で、非常に典籍の遺逸す

るを憂ひ、表を上つて廣く天下に令して獻書の路を開かんことを請うたことがある。右の引用文も乃ちその上表文中の一齣である。こゝに「高氏據有山東」とあり、及「東夏初平」とあるは果して何處を意味したものであらうか。左にこれを解明しよう。「舊唐書竇建德傳」を檢するに、大業七年煬帝高麗を討つに當つて、山東貝州漳南地方に勇敢最も異なるものを選募した。その時二百人長に補せられたものに竇建德なるものがあつた。時に山東地方に大洪水あり、爲に人民多く流散し、次いでまた大飢饉に襲はれた煬帝の兵遼東を伐ち、高麗に敗らるゝや、流賊四方に起つた、蓍人高士達も亦兵を擧げた一人であつた、清河界中に在つた時に諸盜往來、建德の生地漳南もこれが爲に過ぐる所皆殺掠され、居人舍宅を焚燒された、建德その家屠滅さるゝを聞き、早くも麾下二百人を率ゐて亡歸した。時に士達自稱して東海公と言ひ、建德を以て司兵となし、更に進めて軍司馬となし、全軍を授けた。後竇建德、士達より獨立し、樂壽に都し、自ら長樂王と號し、後夏王と稱し、改元して五鳳といふ。

武徳元年、冬至日、於金城宮、設會有五大鳥降于樂壽、群鳥數萬從之、經日而去、因改年爲五鳳、有宗城人獻玄珪一枚、景城丞孔德紹曰、昔夏禹錄天錫、玄珪今瑞與禹同宜稱夏國、建德從之。先きに牛弘傳に見えたる高氏、東夏は、正にこの事實を指せること明かであり、孔德紹の建言により夏王と稱することゝして禹の夏と區別する爲に東夏となせることも、領かれることである。更に自分は正史を離れ、他の史料からいま一應これを證して見度い。唐の道宣撰に係る「續高僧傳收録の釋法冲傳」に、

法冲字孝敦、姓李氏、隴西成紀人、父祖歷仕魏齊、又生於[○]兗[○]州[○]……僕射于志寧曰、此法師
乃法界頭陀僧也、不可實拘之、顯慶年、言旋東夏、至今麟德、年七十九矣。
とある。この法冲は弱冠の頃、僕射房玄齡と善交あつたと言はれ、兗州法集寺に住したと記
してある。言ふまでもなく兗州の地は黄河と濟水との間に於いて、今日の河北、山東二省に分屬
してゐる地方である。

かく證據を擧げ來れば、初め河南の一小地方たりし東夏が、隋唐頃には今の山東地方河北
の一部さへも、東夏の名に於いて呼ばれてゐたことを、明かにし得たと信ずる。更にこれが
時代の下るに従ひ、支那文化の東へ發展するにつれて、東夏の指す領域が東——滿洲朝鮮——
に移動せることは、次に掲ぐる材料によつて明かである。滿洲は立論の便宜上、これを後
廻しとし、先づ朝鮮にこれを求めよう。「李朝實錄」世祖の六年九月十一日甲申の條に、咸吉道
都體察使申叔舟が、軍官金嶠、黃守正等を分遣し、北方を平定せしめしところ、これを宗廟に
告げてゐる。その文に、

我太祖康獻大王起自朔方、奄有東夏。列聖承襲、凡所以撫恤野人者、視諸方尤篤。迨予承緒、
諸種野人莫不來朝。

とあり、咸吉道は今の咸鏡道にして、太祖とあるは勿論李成桂を指せること言ふ迄もない。
これより先き五年三月壬辰の條にも、滿洲の一部族兀狄哈が使加霜哈を遣はして、朝貢し來
れるときにも、汝歸つてこの事を言へとて、左の如く述べてゐる。

語加霜哈〔元狄哈之使〕曰、汝還語也堂其〔元狄哈酋長之名〕我聖上〔世祖のこと〕神武定難撫臨東夏靖綏四方以
至殊俗一如國人悉棄舊惡保之若子無有遠邇亦汝等所聞知也。

李朝世祖の五年と言へば、明の英宗天順四年に當り、西曆一四六〇年である。この頃東夏の指すところ朝鮮にあるところに頗る興味深いものあるを認めざるを得ない。更に詳言すれば隋唐時代に山東河北を指せる東夏が、明代には朝鮮をこれで表はしてゐることになる。然らばその間に挾まれたる、宋遼金元の時代は如何といふ問題に、自然ならざるべからずである。

以上の記述によつて、東夏の指すところ時代によつて東漸せることを認めたる讀者は、宋遼金元時代東夏の指すところ、今日の滿洲の地域ならんとの想像は、上述の地理的變遷を見たるものは、何人も直ちに腦裏に浮ぶことであらう。然らば滿洲の地を東夏と呼べる例ありやといふに、自分の答はかうである。近時奉天の金梁氏、滿文老檔を抄譯し、滿洲老檔祕録と題して、これを公にした、その書の序に徐世昌の書ける文中、

有清之興、神功聖德、度越漢唐、顧於開國實錄、本紀累有修改、時秉筆者、芟落過多、甚於國名〔初其稱金見〕其他可知、金子息侯、久官東夏、勤搜故府、得滿洲老檔、譯爲百餘卷、又撮其要、仿記事體、編爲一書。

これを以て見れば、奉天を指して明かに東夏と言つてゐる。徐世昌は清朝の光緒三十三年東三省總督を務め、後に民國大總統になつた人であるし、博識洽學の士であれば、この奉天を

以て東夏といふ以上は何にか典據のあることは察するに餘りあると言はねばならぬ。これに仍つてこれを觀れば、凡そ教育ある支那人、換言すれば少しでも古典に通じてゐる支那人、朝鮮人の間では、中華の東方を指すに、東夏なる文字を以てすることは——假令それは或時は山東を指し、或時は滿洲朝鮮を指したとは言へ——極めて自然に出たものであつたであらうと推論しても決して架空の議論ではあるまいと信ずる。

論じてこゝに至れば、萬奴の宰相王澹は後に分かる如く博學達識の隱士である。萬奴が先づ遼東に獨立を志せるとき、東方王、または遼東王と稱するの平凡なるを看取せる王澹の輩は、それに代ふるに「東夏王」の字面を以て、萬奴に進言したのであらうことは、これ亦決して不自然なことでないことは、誰も領けよう。かくて萬奴の東夏王自稱は、その由つて來るところあるを知ると同時に、この場合の東夏は、決して特定の國號ではなくして、單に東土の王者、東方の王者といふ意味ではなからうかと思ふ。柯劭忞博士が「新元史蒲鮮萬奴傳」の結末に於いて、萬奴と耶律留哥とを合評せるところに、

萬奴金之舊將一旦反噬。自稱東帝。嚮無常卒歸夷滅。皆盜賊之雄。何足算也。⁵⁶

と記してゐるは、自分が考へるやうな意味に於いて、柯博士が考へしか否かは固より疑問であるが、屠寄と同じく「自稱東帝」とせしところ、頗る我が意を得てをると言はねばならぬ。

²⁵ 尙書「周書」武成篇第五、四部叢刊本、第一冊、九丁裏。

²⁶ 同上「周書」微子之命第十、四部叢刊本、第二冊、十五丁裏。

- 27 「春秋左氏傳」卷二十、昭公元年春正月の條。「春秋經傳集解」四部叢刊本。第四冊、二丁表。
- 28 「春秋左氏傳」卷二十三、昭公十五年十二月の條。「同上」、同本、第五冊、十二丁裏。
- 29 唐太宗御撰「晉書」帝紀第五、十一丁裏——十二丁表、明萬曆二十四年刊本。
- 30 唐姚思廉撰「梁書」卷一、武帝本紀、十二丁裏、萬曆三十三年刊本。
- 31 同上、同卷武帝本紀、六丁表、十丁裏、同上刊本。
- 32 唐魏徵等撰「隋書」卷四十九、列傳第十四、牛弘傳。三丁裏、萬曆二十六年刊本。
- 33 晉劉昫等撰「舊唐書」卷五十四、列傳第四、竇建德傳。五丁表裏、乾隆四年刊本。
- 34 「大正藏經」史傳部。六六六頁下段。縮藏傳記部、致帙四二十八丁裏。
- 35 「李朝實錄」世祖惠莊大王實錄、卷第二十一、一〇七冊、二十五枚表。「朝鮮圖書會社玻璃版複製本」
- 36 同上、同世祖大王實錄、卷第十五、一〇五冊、十八枚裏。同二十枚表にも「平定禍難、撫臨東夏」と見え、十枚裏には「神武定難、撫臨東土」とある。全く東夏と東土と同一の意味に使用してゐる。而してそれは言ふ迄もなく、朝鮮を奄有したことを指してゐること、注意に値すべきことと思ふ。「李朝實錄」に就いては長友和田清君の教示を忝うした、記して以て感謝の意を表す。
- 37 徐世昌、滿洲老檔序、金梁著瓜圃叢刊續編、「民國十七年刊、叙錄一九丁裏。金梁譯、滿洲老檔秘錄」三頁表、民國十八年刊單行本に收録。
- 38 文學博士清柯勅恣撰「新元史」二百三十四、列傳第三十一、滿鮮萬奴傳、七丁表裏。
- 39 趙爾巽等編「清史稿」德宗本紀二、二十六枚裏に「光緒三十三年丁未正月己亥、改盛京將軍爲東三省總督、裁吉林黑龍江將軍、改置奉吉黑三巡撫、授徐世昌欽差大臣爲東三省總督。」と見える。

五 東夏王僭稱の年次

箭内博士は東眞説を唱道し、池内博士は東夏説を主唱されたことは、前節既に述べた通り

であるが、これを以て萬奴再度自立時の國號とせられしことは、兩博士共に同じである。即ち「元史」太祖本紀に見える萬奴僭稱に關する二記事の順序に、絶對の信賴を置かれてゐるところは、全く一致してゐる。唯その間少しの相違は、箭内博士にあつては、「元史」の記載をそのまま素直に解され、何等の疑をも挿挾せずして、事實内容も、年次もそのまゝ使用されしに反し、池内博士は自己の立論擁護上當然の歸結として、その年次を更に「元史」の記載より數箇月遅らし、太祖十二年丁丑の春？として決定されてゐる。いまその兩説の批判を試みるに先き立ち、その根柢となる「元史」の記事を掲げる必要がある。

「元史」太祖本紀に、

十年乙亥〔金宣宗貞祐三年、南宋寧宗嘉定八年、高麗高宗二年、西曆一二一五年〕冬十月金宣撫蒲鮮萬奴據遼東僭稱天王國號大真改元天泰。

とあつて、數行を隔てゝまた、

十一年丙子……冬十月蒲鮮萬奴降以其子帖哥入侍既而復叛僭稱東夏。

さて以上二箇の萬奴僭稱の記事は、他に全く故障を及ぼさず、また他に牴觸することなくして進み得るとすれば、この年次を改むる必要は毛頭ない。然しながらこの年次をこの儘生かし、少くともその順序を變へずして、立論されし兩博士は、或は「祕史」の人名を替へ、或は「金史」の年月を變じ、或は「元史」の事實を改變すること等によつて、自説の堅壘を固守すべく努力

されてゐる。後段細説する如く、萬奴の國號は大眞であると強調する自分は、十一年丙子僭稱東夏の記事を以て、再度の自立と見る兩博士の説には遺憾ながら悦服することは出来なう。左にその理由を述べる。

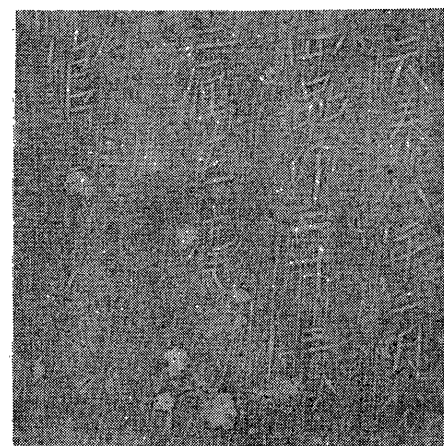
前年萬奴が國を大眞と號し、天泰と改元せることは、兩博士ともこれを認めてゐる。果して然りとすれば、天王と自稱せる萬奴の抱負とその宣言とは、實に大なる自信あるものであつた。若し假に一步讓つて兩博士の言はるゝ如く、翌年東夏と國號を改めたとすれば、これと同時に年號の改元がなくてはならぬ。國號を變へるが如きの大事は、或る吉凶禍福の到來と關聯する、さすれば國號を改めて、年號を變へぬことは、甚だ異としなければならぬ。然るに事實に徴して、萬奴の年號天泰は途中改變された記録は全くなく、反對にその繼續せるを立證する考古學的遺物が、自分の説を裏書してゐる。李氏朝鮮の曹伸の撰になれる隨筆「謏聞瑣錄」に、

成化乙巳〔成宗十六年、明憲宗二十一年、西曆一四八五年〕冬、鏡城人△△細田得古印、以獻其篆文曰、引進使印、其隅刻云、天泰。四季記、上〔成宗〕令弘文館考之、引進使則高麗時官名、如今之通禮院左通天。泰。則宋。元。遼。金。史。皆。無。

とある。この曹伸の記事は、頗る信憑すべき的確なることは、當時の見聞をそのまま記録せるものであるからである。なほこれは、李朝實錄に對應する記事を載せてゐることでも證せられる。即ち成宗十六年の條に

乙巳十一月庚申十三日永安道穩城得古印一事以進其一面書天泰四年月日傳曰令弘文館考年號以啓。

と見え全く前掲瑣錄の記事とよく吻合する。たゞ前者に在つては出土地を鏡城とし後者に在つては穩城とせるの相違あるのみ。兩城共に萬奴の勢力範圍に屬する地方にして、いふ俄にその孰れと決定すべき積極的材料を有たぬけれども前者に於いて單に冬とのみ記せるに對して後者に十一月庚申十三日と明記せる等の點より見て恐らく實錄の記事を以て正しと見るべきであらう。御下問にあづかれる弘文館の學者連は天泰の年號に就いて



考へ得なかつたものと見えこれに就いて何等啓しなかつたものか或は瑣錄の言へる如く天泰則宋元遼金史皆無と啓せしものか少くとも實錄にはその後何等の記事がない。瑣錄の宋元遼金史皆無と言へるは曹伸一箇の考か當時弘文館學者の考かはこの文面だけでは不明であるが元金兩史に明かに天泰の記載あるを氣附かなかつたことだけは失見と言はねばならぬ。そは兎に角としてこの兩記録共に天泰四年の記載は誤らない。次に上圖に示せる如き天泰八年二分四品印二寸三分二厘五毫官の

十九字を陰刻せる古青銅板の記銘である。

この青銅板は恐らく印璽の蓋の一部分なるべく、その示せる寸法は、多分中に入るべき印の大きさを規定せるものなるべく、その出土地が吉林省間島龍井村西方、延吉府東一里許の城子山なるより察し、大體萬奴の一都城古址と推定出来るがゆゑに、大眞國に仕へたる官吏の使用せるものなること明である。以上二つの考古學的遺物の援助によつて、天泰の年號は少くとも八年迄は連續使用されてゐたことが立證された。さすれば大眞立國と共に改元せし天泰の年號は、その一年後に於いて全然變へてゐなかつたこと、換言すれば東夏と國號を改めなかつたことを、證據立てるものでなくて何んであらう。

如上の立證にして、幸に肯定され得るとすれば、元史の「十一年丙子」の記載は、何處に安住の地を索むべきか、これ自分の新に學界に投ぜんとする一石である。翻つて、皇元聖武親征録を見る時、次の記事に逢著する。即ち、

甲[○]戊[○]夏[○]四[○]月[○]：金[△]主[△]之[△]南[△]遷[△]也[△]以[△]招[△]討[△]也[△]奴[△]〔曾植案、當作七、奴即萬奴也〕爲[△]咸[△]平[△]等[△]路[△]宣[△]撫[△]復[△]移[△]治[△]於[△]忽[△]必[△]

阿[○]蘭[○]至[○]是[○]亦[○]以[○]衆[○]來[○]降[○]仍[○]遣[○]子[○]鐵[○]哥[○]入[○]質[○]既[○]而[○]復[○]叛[○]自[○]稱[○]東[○]夏[○]王[○]〔三〕

これである。甲戌は蒙古太祖九年、金宣宗貞祐二年、高麗高宗の元年に當る年である。こゝに注意すべきことは夏四月と出して、至是とうけてゐることである。次にもう一つ著眼すべきは「金主之南遷也」とあることである。金室の南下汴京に移りしは五月なること、金元兩史その他の記録で明であるが、萬奴の來降、その子の入質及び東夏王自稱の記事を、金主南遷

と連記せことに重點を置きたい。萬奴と相對的關係に立つ耶律留哥の事を同じ親征錄は萬奴のこの記事の直前に配し

金主南遷汴梁……先是耶律留哥以中國多故據有東京咸平等郡自稱遼王斫荅比夫兒等遣使詣上行營納款又求好遼王時遼王亦來降上命爲元帥令居廣寧府¹⁵

と書いてゐる。「元史」その他の記錄に徵するに固より後に起れる事實をもこゝに并記してはゐるが留哥の反せるときは明かに「甲戌夏四月」と掲げ「先是」としてゐることは「元史」その他とも合致してゐる。萬奴の場合に在つては「至是」となつてゐるところを以て見れば、以衆來降せるはこの月と見て差支なからうと思ふ。

いま一つ更に方向を轉じて、西方記錄の翻譯たる清の洪鈞の「元史譯文證補」に目を移す必要がある。即ち、

是年巳四閏月……金主之南遷也、以秃珠大石爲宣撫、或於金主前言其有異志、秃珠大石疑懼、遂來降、更遣子鐵克爲質、給事於御營、既而復叛、自立爲東夏王。(原作東京、據錄改正)

これである。こゝには年とあるは原文「雞年」にかけてゐるが、洪鈞も言へる如く、「犬年」の誤なること、他の記事相互の關係から明かである。この記事も「親征錄」と同じく四月に當てゐることは注目すべきことと思ふ。

秃珠大石の萬奴の誤傳なることは前に述べたけれども、金主の南遷と并記してゐること亦「錄」と異らない。而して「證補」にあつては、或於金主前言其有異志、秃珠大石疑懼、だけの句が

多い。或者が遼東の事情を金の宣宗に奏し、萬奴の異志あるを告げ、萬奴は金の追討を恐れ、蒙古に降るに至つたといふのである。「錄」にはこの記載を缺いてゐるが、この事實は明かに當時の事情を詳かにしたものである。といふ理由は、後に説く萬奴の宰相となつて、大眞國の樞機に參劃せる王澹の傳に次の記事がある。

宣宗卽位、聞其名、王澹議、驛召之、以道梗不果。車駕南渡。人有自咸平來者、說賢佐澹の字、年六十餘、起居如少壯人、云云。

これは、王澹のことを傳奏した記載ではあるが、萬奴は當時既に咸平に招討となつて來てゐる、後昇せて宣撫となるのであるが、著々準備をととのへ、遼東に雄飛せんとの野望を懷き、虎視眈々その機を待つてゐたことであらうから、咸平より來れる者が、王賢佐のことを奏上せる折、その接近してゐたであらうところの萬奴について言及しない筈はないと思ふ、果して然りとすれば、「證補」のこの記事は信頼に價すべきや論を俟たない。

然らば讀者或は反問するであらう、この年甲戌九年卽ち金の貞祐二年、萬奴咸平に在つて異志を懷きし證左ありやと、その間に對して自分は次の史料が雄辯且つ明瞭に答へて呉れるものと信ずる。

「金史完顏鐵哥傳」に、

貞祐二年樞密使徒單度移剌以鐵哥充都統、入衛中都、北平、遷東北路、招討使、兼德昌軍節度使、蒲鮮萬奴在咸平、開原今、忌鐵哥兵強、牒取所部騎兵二千、又召泰州、餘西北、軍三千及戶口、遷

咸平、鐵哥察其有異志不遣。宣撫使承充召鐵哥赴上京。○今、阿什河城の白城命伐蒲與路。○今、齊々

朔裕爾河地方既還適萬奴伐承充爲宣撫使、撫前不發軍、罪下獄被害。これに據つて見るに、腹に一物を藏しつゝ、咸平招討使たりし萬奴は、新に東北路招討使兼徳昌軍節度使に赴任し來れる完顔鐵哥と兩立する筈がないことは想像に難くない、されば當時の萬奴としてはこの擧に出づるより仕方がなかつたものであらう、自己の叛意を悟られし鐵哥を生存させておかれぬことは、彼當時の心事としては、當然のことで、殺害の處置は領き得ることである。鐵哥傳には月日を示さざれども貞祐二年萬奴の異志ありしことだけは、明かである。

以上支那に残れる「親征錄」と、西方所傳の「譯文證補」とを比見するとき、共に「金室南渡」と連記してゐることは、これを偶然の一致とするには餘りにも符合し過ぎてゐる。恐らくはこの二史料初め同源に出でて東西に別かれしものではなからうかとも想像される。即ち今日佚亡せる「聖武開天記」の如きその原本ではなかつたかと思考される。

さて再び「元史」に立戻つて吟味することゝするに、太祖本紀の
十一年丙子……冬十月、蒲鮮萬奴降、以其子帖哥入侍、既而復叛、僭稱東夏。

と。「親征錄」に見える

九年甲戌夏四月……至是亦以衆來降、仍遣子鐵哥入質、既而復叛、自稱東夏王。

と。「譯文證補」に記せる

雞年癸酉既記の如く、大年甲戌の誤、禿珠大石萬奴の誤疑懼、遂來降、更遣子鐵克爲質、給事於御營、既而復叛、自立爲東京王。〔洪鈞は錄に據つて東夏王と改む〕

と以上の三史料に於いて帖哥鐵哥鐵克の同音異字なることは改めて説明する迄もないが、その内容の全く同源なることを納得されたこと、信ずる。然らば次にその指せる年次は孰れが正しきかを決せねばならぬ、自分はいまこゝで「親征錄」「元史」兩者史料として孰れが價値のより高きものなるかを徒らに論議しようといふのではない、この解決に當つて自分は「元朝祕史」の力を借りようと思ふ。那珂博士の「成吉思汗實錄」に次の如く見えてゐる。即ち太祖九年甲戌、金の中都を攻め、その和議を容れたることを記し、その後をうけて、

狗の年……阿勒壇罕は、南京に入りて、親降り頓首て……彼等に降られて、成吉思合罕は、退かんとて察ト赤牙勒居庸關に依りてそこに退く時合撒兒を左手の軍にて海に遵ひて遣る時北京の城に下馬せよ。北京の城を降して、彼方主兒扯惕の夫合訥を過ぎ去りて、夫合訥反かんとせば打取れ。降らば彼の邊なる彼の城どもを過ぎ、兀刺河訥兀河に沿ひ去りて塔兀兒河に浜り山越えて大老營に會ひに來よ」と宣ひて遣りぬ。共に、官人より主兒扯歹阿勒赤脫命扯兒必三人を遣りたり。合撒兒は北京の城を取りて主兒扯惕の夫合訥を降して路にある城を取ると、合撒兒は塔兀兒河に浜り來て、大老營に下馬して來ぬ。

右の文中に見える夫合訥に就いては慧眼なる那珂博士は、既に注意せられ、夫合訥は、蒲鮮の

訛ならん」との説を出された、勿論事實に於いては自分も全く同意見であるが、自分は寧ろ不合訥は *Bu^una^unu* であつて「祕史」の他の例から推して、合の字は長母音を表すやうであるから、更に *Bu^una^unu* となり、萬奴の原音となつてゐるものであらうと思ふ。といふ譯は、石山福治氏著攷定中原音韻⁽²⁾によれば、萬は *mu* 奴は *nu* であるから、*Bu^una^unu* 夫(合訥)より *Ban^unu* (萬奴) の出て來ることは、容易に領かれる。夫合訥が萬奴であるとすれば、この記事は蒲鮮萬奴が蒙古軍に降れるは、やはり、狗の年即ち太祖九年甲戌而も、南京に入りと、金室南遷と連記してゐること、前掲録「證補」と全く同一であることに注意すべきである。かく論證し來れば、「祕史」「親征録」「證補」皆等しく「九年甲戌にして」「元史」十一年丙子説は、獨り孤立のものとなる。加之「元史」編纂上多くの杜撰あることは、少しくこの方面の史料を取扱へるものゝ周知の事實である。さすれば萬奴の蒙軍に降りし「元史」の事實は、以上の諸記録によつて訂正さるべきものでなくて何んであらう。然らば「元史」の編者は何によつてこの誤をなせるかを考へて見る必要があらう。これに對する自分の考はかうである。萬奴が太祖の十年乙亥、國を大眞と號し、自ら天王と稱し、天泰と改元せる記事と、この事實との間に一年の差ありと知りて、材料の整理中、その前なりしか、將たまた後なりしかが、いつしか混雜し、遂に前一年のところを編すべきを、誤つて後一年の條に繰込みし疎漏に基因せるものと推定せざるを得ない。その有力なる證左ではないが、「元史」を仔細に検討するに、その月に於いて如何にも苦しき作意の存するあるを覺ゆる。即ち太祖十年乙亥冬十月、金宣撫蒲鮮萬奴云と出し、また、同十一

年丙子冬十月。朝鮮萬奴降云と記してゐる。前年堂々と大真立國を宣言せる萬奴が、滿一箇年而も同月に東夏王と稱することの非常識なることは誰人も認めるところであらう。上來説き來つた自分の考によつて蒙軍に降れる年次は、十一年丙子にあらずして九年甲戌で、而も夏四月であると決定して差支ないと信ずる。然らば蒙軍の何人に降れるかが次に解決すべき問題でなければならぬ。

前掲祕史の文中合撒兒を左手の軍にて海に遼ひて遣る時と見えるは、太祖八年癸酉より九年甲戌にかけての三道侵掠軍中の左軍の東征を指し、親征錄は、哈撒兒：爲左軍沿東海、破濼、葡萄酒等城而還と記し、元史には、皇弟哈撒兒：爲左軍、遼海而東、取葡萄酒平濼、遼西諸郡而還と見えてゐる。而してこの軍の受けし命令は、北京を攻略し、女真萬奴を招撫し、萬一萬奴叛かばこれを殺し、降らばその附近諸城を陥れよといふにあつた。如何なる事情あつてか、合撒兒は、遼西諸郡を取れるのみにて引揚げてゐる。然るに、元史はまた、太祖本紀に於て

九年甲戌冬十月、木華黎征遼東、高州盧琮、金朴等降、錦州張鯨殺其節度使、自立爲臨海王、遣使來降。十年乙亥二月、木華黎攻北京、金元帥寅答虎、烏古倫以城降。

と記し、また、同史木華黎傳には

甲戌、從圍燕、金主請和、北還、命統諸軍征遼東、次高州、盧琮、金朴以城降。乙亥、裨將蕭石抹也、先以計平定東京、進攻北京、金守將銀青率衆二十萬拒花道、逆戰敗之。

とある。

これに依つて見るに、北京を陥れしは、木華黎及びその裨將石抹蘆也先であつて、決して合撒兒ではない、こゝに「祕史」の傳は、傳聞の異辭なり、むしろ祕史の誤ならんと、那珂博士の説破せられしは、敬服に堪へぬ。然らば萬奴の降りしは、果して誰れにであらうか。以上の經過を以て見れば、一見木華黎に降りしとなすを至當の如くに思はるれど、それは他の史實と矛盾することゝなる。「元史」に明記ある如く木華黎の遼東征行は十月である。一方萬奴はこの年のこの頃は、金廷の命によつて不本意ながら、留哥と歸仁縣の北河上に戦はねばならぬか、或は最早會戰東京に引揚げてゐる頃である。假りにこゝに木華黎に降りたりとすれば、金史奥屯襄傳、桓端傳等に見える萬奴の記事とも牴觸する。それゆゑ北京を降せるは木華黎なるも、萬奴は木華黎に降つたものではない。果して然らばこの年次に於いて、蒙軍のこの方面に來れる軍としては、合撒兒の軍より以外にないことゝなる。そこで自分はやはり、祕史の文を卒直に正解し、太祖に萬奴を降すか討取るべしと命ぜられたる合撒兒は、遼西に駐兵中、部將を萬奴のもとに發してこれを招撫せし結果、或はその部將に降りしか、或はまた自ら遼西に赴きて、我が子鐵哥を入れて恭順の意を表せしか、或は使を遣はし我が子を連行入侍せしめしか、その孰れの手段を採りしかは、固より史料の缺如するところなれば、全く不明ではあるが、兎に角何等かの方法に於いて、合撒兒の軍に降れるものではなからうかと推定する。遼東に盟主たらんとする大希望を抱懷せる彼としては、既に蒙古と連結ある留哥を一方に控へ、いまた蒙軍に抗し、一撃以て大望を水泡に歸せんよりは、如かず忍んで一時こ

れに降らんにはと、思考したであらうとも推察されよう。合撒兒の軍は太祖八年癸酉冬より、九年甲戌春末にかけて遼西經略に従事せしこと、綴密なる池内博士の研究の示す如くである。九年甲戌六月金虜軍斫荅等、殺其主帥率衆來降と、元史太祖本紀に見え、この年親征録にも斫荅の來降を掲げ、その後をうけて、至是亦以衆來降とある。いふ迄もなく、こゝに至つて萬奴も亦來降するといふ文字が、かう解してこそ初めて生きて來ると考へる。「元史」に六月とあれども前にも引用せる如く親征録は四月に掲げ、先是と書し、留哥の遼王と稱せし後に直ぐ斫荅のことを書續けてゐる。

那珂博士は、又夫合訥を蒲鮮の訛とすれば、蒲鮮萬奴の降りたるは、親征録は九年甲戌、貞祐二年の四月とし、太祖紀は十一年丙子、貞祐四年十月とし、相去ること二年半にして、いづれも合撒兒に降ると云はず、その詳なることは、今考ふべからずと頗る慎重なる態度でこれを疑はれた。合撒兒に降るとないから、決して合撒兒に降つたとしてはならぬといふ理窟はない。丁度、祕史は不幸にしてこのところの材料湮滅の厄に遭つて傳はらなかつたと見れば、解し得ると思ふ、その證據には現に「祕史」と雖も、重要な事實を佚脱してゐることは、萬奴の大眞立國の一條、東夏王僭稱のこと等、どこにもその記載がないではないか。

また斫荅は使を遣して上太祖の行營に詣つて款を納れたと、親征録には書いてある。兎に角蒙軍に來降したことだけは、明かな事實である。蒲鮮萬奴亦然りである。

細心なる那珂博士のこの疑が因となりて、祕史の文を合撒兒は按陳那顔、夫合訥は耶律留

哥の誤と解釋せんとする箭内博士の大膽なる改變説となり合撒兒の三字を木華黎の三字に置き換へ、而も木華黎の經略と三道侵掠の左軍の行動と混淆せりとの池内博士説を生んだのである。以上縷述せる如く、自分は東夏王僭稱の年次を以て、九年甲戌と決定することによつて、祕史の解釋を最も平凡に、最も素直に解釋し、合撒兒の太祖に受けし夫合訥招致の命令は、その目的を完了せるものと斷ずる。然し萬奴は合撒兒の漠北引揚げ後間もなく叛して、東夏王を僭稱せることは、前に引用せる本文の示す如くである。

更に萬奴の蒙軍降服事件發生を、この年四月の頃とするの正しき理由として、自分は「金史」奥屯襄傳中に興味ある記事を見出す。即ち

宣宗即位、擢遼東路宣撫副使、未幾改速頻路節度使兼同知上京留守事。二年二月爲元帥右都監行元帥府事于北京。五月改留守兼前職、俄遷宣撫使兼留守。

とある。宣宗即位の貞祐元年萬奴未だ招討たりしとき、桓端、奥屯襄の兩名は正副宣撫使として遼東に向け、留哥討伐の任に在つた。後、二年二月に元帥に昇り北京に榮轉せる襄は同年五月、俄に留守兼前職を改めて、宣撫使に遷されてゐる。これ何のゆゑであらうか。意ふに、この年四月萬奴蒙軍に納款せる結果、金側のこの方面の防備に少なからぬ役人の配置換を行ひしものと見て、差支なく、何處の宣撫使なるか、文面少しく詳細を缺く怨ありとは言へ、何れ咸平附近のそれであることは想像に難くない。而もその狼狽せる状態は、「俄に遷す」の字面よくこれを表はして、餘蘊なしと言つてよい。

如上説來れる論證によつて、自分が萬奴東夏王僭稱年次を以て蒙古太祖九年甲戌、即ち金宣宗貞祐二年夏四月以後蒙軍合撒兒の遼西引揚げ後と主張する所以を認められたこと、信ずる。萬奴の大真立國以前に東夏王と稱せることは、後の明太祖朱元璋の大明立國以前に吳王と稱せる事實⁽⁶⁸⁾と軌を同うするものと自分は解するものである。

³⁹ 明宋濂等撰「元史」卷一、太祖本紀十九丁表。明洪武版。

⁴⁰ 「同上」同卷、同紀、同版十九丁表——裏。

⁴¹ 曹伸撰「諛聞瑣錄」、廣史「所收曹伸字叔奮適菴と號す、司譯院正教官に至る。七度燕京に赴き朝鮮成宗十年己亥申叔舟に隨つて日本に來ること前後三度、文章を能くし、著はすところ、百年錄及び「諛聞瑣錄」等がある。この錄は曹伸の隨筆にして詩文・評論・先輩の遺書・逸話・史傳・地理等を記し日本に關する記事も少くない。彼自身の談話の外に、兄曹偉の「梅溪叢話」とその友南孝溫の「秋江冷話」とを収録し、併せて二百二十餘條の談話を收めてゐると傳へられてゐる。もと四卷、廣史「第六集」に入れるもの完全なる良本にて、書末に瀟庭の乙亥年淨寫跋があつた由であるが、滿鐵白山黒水文庫中に在つて天下の孤本として貴ばれてゐた。不幸大震災災に一空に歸して了つた。今日「大東野乘」卷之三「朝鮮古書刊行會、明治四十二年十二月二十五日發行」にその抜抄本を採録してゐるけれども、僅に十九頁に過ぎず。こゝに引用せる文はこれを缺いてゐる。いま文學博士金澤庄三郎氏「諛聞瑣錄」寫本二冊を藏すると聞く、「廣史」燒亡の今日蓋し珍寶と言ふべきである。羅振玉氏「續彙刻書目」乙集に「廣史」の内容目錄を載す、而も誤つてこの一篇を遺漏せるは、奇しき因縁と言はねばならぬ。自分は池内博士の厚意によつて、白山黒水文庫所藏「朝鮮叢書目錄」の借覽を得、親しくこれを檢するに、第六集第六冊より第八冊中に、正にこれ有るを見る。羅氏或はその編輯に携れる關係者の疎漏の罪は免れぬところである。こゝに引用の一條は、箭内博士の前記燒失以前の「廣史」より摘錄せられしものと思はれる。今日となつてはこの斷片すら貴い史料であ

つて、自分等は亡き博士にその勞を謝さねばならぬ。「東眞國の疆域、滿洲歴史地理、第貳卷二六七頁所引に據る。

42 「李朝實錄」成宗康靖大王實錄第一百八十五、十二丁裏一四八冊。「玻璃版本」。自分は前掲「叢聞瑣錄」の一條を齎らし、これを池内博士に報じ、兼ねて實錄を瞥見せるも、これに對應する記事なく、弘文館に諮問せるからには、必ず實錄に見えなければならぬと言ひしに、博士は自分にノートがあるからとて、後に本文掲ぐるところのテキストを「朝鮮叢書目錄」と共に届けて寄越された。こゝにこれを明示してその厚意に對し深謝の意を表する次第である。

43 この青銅板は現に京都帝國大學東洋史研究室に藏してゐる。明治四十二年、同大學事務官鈴木信太郎氏、問島地方調査旅行の途次、これを手にし、歸洛後、内藤博士に贈られたものに係り、博士またこれを研究室に贈られたとか聞く、昨年長友石田幹之助君上洛に託し、この拓を得んことを乞ふ、君更にこれを京大島田貞彦君に囑して拓を願ひ、こゝに掲載することを得たるは、偏に兩君の助力に負ふ、記して感謝の意を表す。

44 「皇元聖武親征錄」、那珂博士の「校正増注元親征錄」に依る。那珂通世遺書收錄八六—八七頁。文中忽必阿蘭なる地名があるが、既に兩博士もその比定を考へられしも未詳とされてゐる。白鳥博士の示教によれば、忽必は蒙古語にて幸福の意、阿蘭は丘とか甸とかいふ意であるから、幸陵とか福甸とか譯さるべき地名で、咸平、東京附近の地に求めて見よとのことであつたが、どうしても不明である。王國維の「何秋濤」本、「汪魚亭」本に依つて「說郭本」を校せりといふ、聖武親征錄校注「本」には「阿必忽蘭」となつてゐる、また「說郭」本、「必」字を缺くといふ。その孰れが正しきか不明である、記して大方の示教を待つ。

45 同書、同上、同頁。

46 「元史」卷一太祖本紀、九年甲戌……六月の條に、「金兵軍斫荅等殺其主帥、率衆來降」と見えてゐる、これ明かにこゝに掲げし「親征錄」に「斫荅、比失兒等、遣使詣上行營納款」とあると合致し、「紀」は自ら衆を率ゐ

て來降せる如く、「錄」は使を遣はして、太祖の帳殿に款を納ると、その手續は異れども、共に降れる事實は争ふべからざる九年甲戌のことである。「錄」の「亦來降」以下のことは「紀」は十年乙亥入覲とすれば、勿論後に起れる事實をこゝに記してゐることとなる。明洪武版、十八丁表、十九丁表。

47 「元史」卷一、太祖本紀、七年。壬申、契丹耶律留哥、聚衆于隆安、自爲都元帥……八年。癸酉春、衆推留哥爲遼王」とあれば、「先是」とせるは正しく確かである。同版、十六丁裏。

48 清洪鈞譯「元史文譯證補」卷一、下、六丁表。

49 金元好問著、中州集樂府「四部叢刊本第四冊十六丁表。自注¹⁰²參照。

50 元脫脫等撰、金史「卷百一〇三、列傳第四十一、完顏鐵哥傳、十八丁表裏、嘉靖版。「適萬奴伐、承充爲宣撫使」に於いて、乾隆版は「伐」を「代」と訂正してゐるが、いづれが正しいかの吟味は暫く留保しておく。

51 文學博士那珂通世譯注「成吉思汗實錄」卷の十一、四五五—四五八頁。

52 石山福治著、攷定中原音韻「發音順總音表、五二頁、九一頁、東洋文庫論叢第一、大正十四年七月刊。

53 文學博士那珂博士校注「元聖武親征錄」八四頁。那珂通世遺書收錄。實際は「破凍、冰等」とあるも、何秋濤及び博士の考證によつて本文の如く改訂してゐる。

54 「元史」卷一、太祖本紀。同版、十七丁表—裏。

55 同上、同卷、同紀。同版、十八丁上表裏。

56 同上、卷百十九、木華黎傳。明洪武版、二丁裏。及び同上、卷百五十、石抹也先傳。明洪武版、一丁裏。

57 那珂博士通世譯注「成吉思汗實錄」卷の十一、四五九頁。

58 池内博士著、金末の滿洲「前掲滿鮮地理歴史研究報告」第十冊二六—三五頁。

59 那珂博士譯注「成吉思汗實錄」四五九頁。

60 箭内博士著、元代の東蒙古、「滿鮮地理歴史研究報告」第六冊、二六六頁、大正九年三月。「蒙古史研究」再

錄六五九—六六〇頁。

61 池内博士、金末の滿洲「前掲滿鮮地理歴史研究報告」第十冊二六—三七頁。

62 「金史」卷百〇三、列傳第四十一、奧屯襄傳、十一丁表。嘉靖版。

63 清張廷玉等撰「明史」卷一——二太祖本紀。元順帝至正十六年秋七月己卯吳國公となり、二十四年春正月丙寅朔、李善長等、率羣臣、勸進不允、固請、乃即吳王。五丁表。洪武元年春正月乙亥祀天地於南郊、即皇帝位、定有天下之號。曰明、建元洪武。二丁表。

六萬奴の國號は大眞

東眞東夏の兩説共に萬奴の眞の國號にあらずと斷定し、なほ且つ萬奴は再度國號を立てしことなしと確信せる自分は、萬奴の國號は唯一大眞あるのみと主張するものである。その理由とするところは、當時の根本史料と認むべき新獲諸材料の發見により、比較的具備せること及びその意義亦萬奴の立國精神に合致し、その上これが建言者と見らるべき宰相王澮傳の新收得に依つて、的確に立證されたと信ずるがゆゑである。

この問題の基底をなすものは、言ふ迄もなく「元史」太祖本紀の記載であらう。即ち、十年乙亥〔高麗高宗三年〕：冬十月、金宣撫蒲鮮萬奴、據遼東僭稱天王、國號大眞、改元天泰〔註〕とあるこれである。この年次は幸に正確にして疑ふ餘地は少しもない、而も「金史」はその月日迄も明記してゐる。が「金史」の編者は故意か、不用意か大切な大眞の二字を失してゐるけれども、「改元天泰」を傳へてゐるところより見れば、「元史」と同一事實を記せることは、言ふ迄もなす。

「金史」宣宗本紀に、

貞祐三年十月壬子〔廿七日〕……遼東賊蒲鮮萬奴僭號〔大真〕改元天泰。

これ恐らくは、その材料となつた原本には、必ずや「大真」の二字のあつたことゝ信ずる。この金元二史の材料を更に有力に裏書する外部所傳の三史料がある。これ今次自分の新に見するところに係り、自分の所論を力強く支持する利器となつたものである。その一は高麗側に傳はれるものである。即ち高麗史に見える金の東京總管府よりの移牒（註）にして、萬奴立國の翌年即ち高麗高宗の三年丙子〔金貞祐四年 蒙太祖十一年 西曆一二一六〕秋閏七月に諸道に察訪使を分遣して、民の疾苦を問ひ、その清濁を察したことがある。そのとき同月五日、北界の兵馬使奏せる文中に次の句がある。

高宗三年丙子秋七月……閏月丙戌〔五日〕北界兵馬使奏、金東京總管府奉聖旨移牒、略曰。

昔有韃靼、恃兇入京、已與大軍、年前講好去訖、而後契丹嘯聚、蠹耗邊方、殺戮我生靈、焚燒我倉廩、致皇天之厭穢、歛衆怨、以同歸脅從者、倒戈而攻、同謀者、傾軍而服、既人心之戴、舊全遼海、以如初、唯叛賊萬奴、奔一方之重委、忘皇國之大恩、用心不臧、爲天不祐……以此今移牒……使回牒、以速到時、金宣撫蒲鮮萬奴、據遼東僭稱天王、國號大真。

一讀以て、昨貞祐三年（高麗高宗二年）以來の萬奴の遼東に於いて活動せる狀況を公文書を以て通告してゐることが分かる。即ち彼の金に叛して堂々と國號を大真と言ひ、自ら天王と稱してゐたことを傳へてゐる。天泰改元に就いては言及してゐないが、なほ高麗史はこの記載の直ぐ後に

先是金再牒乞糶國家令邊官拒而不納。自去年金人因兵亂資竭爭費珍寶。

と書いてゐる。これによつて昨年以來萬奴獨立して遼東の地が如何に反亂の爲め疲弊したかが窺はれるのである。

その二は南宋側に残れる材料である。宋の彭大雅著徐靈の注疏に係る「黑韃事略」なる書がある。中に蒙古が四方を平定し、現在無事なる諸國を擧げし後に、

已争而未竟者、東曰高麗、曰遼東、萬奴即女真、厥相王賢佐、年餘九十、有知來之明。

と記してゐる。これによつて觀れば、未だ平定しはらざるもの東方に二國残つてゐる。その二つとは高麗と遼東萬奴の國とである。遼東に萬奴の建てし國は、民族は女真にして、國號は大真と言つてゐたことは、彭氏の蒙古帳殿に於いて直接耳にして筆録せるものである以上、當時萬奴の國を大真國と蒙古に於いても呼んでゐたことは、信憑に價すべきものであると考へる。さて然らば彭氏は何時太宗に謁したであらうかを考究するに、彭氏は、宋理宗紹定五年金哀宗天興元年西曆一二三二と嘉熙四年蒙古太宗十二年西曆一二四〇との二回北使してゐる。然るに注疏せる徐靈、亦この兩回の中間に當る理宗端平の初蒙古太宗七年頃北行してゐる關係より見て、この書は彭氏最初の奉使記であることが決定される。かくて、宋史理宗本紀を繙くとき、吾等は次の記事を見出す。

紹定五年壬辰十二月癸卯二十八日、大元再遣使議攻金、史嵩之以鄒伸之報謝。

この文中に見える鄒伸之の一行に書狀官として、彭大雅の隨行せることは、王國維氏がその

「黑韃事略箋證跋」中に

彭大雅爲前綱書狀官、則大雅當在鄒伸之壬辰一行中。

と考證せることに依つても明瞭である。果して然りとすれば、彭氏のこの事を傳聞せるは、太宗の四年(紹定五年壬辰)大真國の年號に從へば天泰十八年に當る。而して萬奴の大真國は太宗の五年癸巳、即ち天泰十九年〔金天興二年、宋紹定六年、高麗〕蒙古に亡ぼされるのであるから、彭氏の耳にせるとき、即ち滅びる前年迄も立派に大真國の呼稱の存在してゐたことを明かに證するものである。なほ萬奴の宰相王賢佐については、叙述の便宜上これを後節に譲ることとする。彭氏の「黑韃事略」の史料としての價値の高きことは、王氏も吾等と等しくこれを重要視し、

此書叙述簡該、足徵規國之識、長孺徐筵所補亦頗得事實、蒙古開創時史料最少、此書所貢獻、當不在祕史親征錄之下也。

と言つてゐるに見ても分ると思ふ。

その三は明の薛應旂の編、陳仁錫評閱の「宋元通鑑」の記載である。即ち

嘉定八年乙亥〔金貞祐三年、蒙古太祖十年〕：冬十月乙未〔十日〕：金宜撫蒲鮮萬奴據遼東、僭稱天王國號。大真、改元天泰。

これである。この記事は、金史と日附に於いて異なるのみで、年次に於いては、金元兩史と全く合致する。この書は明嘉靖四十五年丙寅十二月朔旦編者の序がついてゐるから、薛氏は金

元兩史を底本として、この記載を收めたのであらうと思はるゝが、東夏を國號として採らなかつたことは頗る吾が意を得てをる。

次にまた宋宇文懋昭撰になる「大金國志貞祐四年丙子蒙古太祖十一年」の條に、

其時又有遼東安撫使蕭奴者本遼人乘大金國之亂自立爲帝據遼東七路欲引兵併燕代魏晉而有之兩河既破赤地千里人煙斷絕滿目蓬蒿。

とある。こゝに蕭奴とあるは蕭萬奴の誤寫轉倒せるものであつて、金國語解に依れば蕭は石抹とあれば女眞名を石抹萬奴とも言つたやうにも思はれるが、いま他にこれを證すべき何等の材料も有せざれば暫くこれを疑問として提示して置くに止む。不幸にして大眞と號せしことも東夏王と稱せしことも一切これを傳へてゐない。加之他の記載亦頗る孟浪を極めてゐるけれども萬奴自立爲帝の事實に於いては、全く他の史料と一致してゐることは注意すべきことと言つてよい。

以上掲げ來つた諸材料によつて萬奴が金貞祐三年蒙古太祖十年乙亥國を大眞と號したことは讀者に於ても納得されたことであらう。然らば次にその大眞の意義如何といふ問題であるが、萬奴が貞祐二年夏合撒兒の軍遼西より引揚げし後再び叛して東夏王と稱し、後また天王を僭し、大眞と號するに至る迄の彼について一言する要がある。

先づ問題は、既に金室に反し東夏王と稱せし萬奴に、留哥討伐の宣撫使を授けるは、一見奇ならずや、また實際に於いて、貞祐二年九十月の交に、他の僚將と共に、留哥征伐の爲めに歸

仁縣北河上今開原縣北鶯鷺樹附近の會戰に参加せるは如何と反問あるかも知れざれば、これ等に對する自分の見解を述べ、る必要がある。前年萬奴は自己の反意を氣附かれし僚將完顔鐵哥を殺したことは既に述べた。金室はこれに對して何等の處罰をも行はざりしのみならず、東夏王僭稱のことも不問に附してゐた。(これと同様なことは、後に王濬のところにて詳述するつもりである。即ち王濬が叛臣萬奴の帷幕に參ぜるを知つてゐる筈の宣宗が、萬奴に恩賞し、勅諭し、叙位してゐる事實がある。)金室威力を失ひ、いま萬奴の東夏王僭稱事變を問題とすれば、一方萬奴を抑へ、他方留哥に備へざるべからず、かくては出先軍憲の成功到底覺束なしと考へしものか、萬奴のことは諭してこれを手なづけ、先づ當面の敵たる留哥を討つこととして一般方略が立てられたものらしい。一方萬奴の心中を忖度するに、自己の遼東に活躍せんとするも、一方に留哥のあるあつて背後に蒙古のあるに於いては、圖南の鵬翼を充分に伸ばし得ないこと明かである。さすれば金の諸將の力を借りて、留哥を破り得れば固よりこれに越したことはない然れども、若し對陣せる結果大勢の上より戦利あらずとすれば、退いて再舉を圖るに如かずと考へ、萬奴はこゝに首鼠兩端の思をなしつつ、歸仁縣の戰に參じたものと見るべきである。而して實際戦は味方に不利に展開した、かくて彼は豫定の行動として、自己の散卒を收めて、東京遼陽に引揚げたのである。これ自分の左に掲ぐる「元史」耶律留哥傳に對する見解である。

甲戌太祖九年、金遣使青狗誘以重祿使降、不從、青狗度其勢不可、反臣之、金主怒、復遣宣撫萬

奴領軍四十餘萬攻之、留哥逆戰于歸仁縣北河上、金兵大潰、萬奴收散卒奔東京。

上來述べ來れる自分の推測は、決して架空の想像ではない、歸仁縣の一戰に金軍の敗退は實に參加諸將の意志融合を缺ける結果にあること、明かなる證據を擧げることが出来るからである。それは箭内博士も既に注意せられし如く、この戰後貞祐二年十一月宣宗の參劃諸將に賜はりし詔諭に、

詔諭(奧屯)襄及遼東路宣撫使蒲鮮萬奴、宜差蒲察五斤、曰、上京遼東、國家重地、以卿等累效忠勤、故委腹心、意其協力盡公、以徇國家之急、及詳來奏、乃大不然、朕將何賴、自今每事、同心併力、備禦機會、一失、悔之何及、且帥克在和善、鈞從衆、尙懲前過、以圖後功。

とある。關外の將士に絶對信賴し、上京遼東は國家重要のところであるから、定めし力を協せて公に盡し、國家の危急を救ふことゝのみ思つてゐたのに、詳報一たび來れば、全く然らずして一敗地に塗れたとき、「朕將何賴」とも落膽し、爾今は事毎に同心併力して備禦すべしとも言ひ、且帥克在和善」とも戒めてゐる、最後にこの度のことは止むを得ぬとし、これに懲りて以後功を圖れと詔してゐる。かくの如き詔諭の下れるところを以て見れば、諸將和善を缺き、帥の克たざりしことを裏書きしてゐるものと言はねばならぬ。「金史宣宗本紀は頗る簡單にこの事を傳へてゐるに過ぎない。曰く、

「貞祐二年十一月癸未二十三日、曲赦遼東路、勅罷宣撫司、輒擬官」

萬奴が歸仁縣の一戰に於いて、徹底的に留哥に敗れしにあらざして、彼としては寧ろ豫定

の退却をなせりと見る卑見は、更に次の材料によつて確められる。即ち十一月宣宗の詔諭を賜りしにも不拘、彼は大軍を擁して、その動かすべき機會を、私かに窺つてゐたらしく、越えて貞祐三年春早くも行動を開始し、殆ど十箇月間各地に轉戦してゐる狀況は、金史紇石烈桓端傳に詳かである。即ち

貞祐三年太祖十年乙亥蒲鮮萬奴取咸平開原東京遼陽瀋遼天澄遼陽の西諸州及猛安謀克人亦多從之者三月萬奴步騎九千侵婆速近境桓端遣都統溫迪罕怕哥輦擊却之四月復掠上古城詳未遣都統兀顏鉢轄拒戰萬奴別遣五千人攻望雲驛詳未都統奧屯馬和尚擊之都統夾谷合打破其衆數千于三叉里詳未五月都統溫迪罕福壽攻萬奴之衆于大寧鎮海城の東遼附拔其壘其衆殲焉九月萬奴衆九千人出宜風遼陽府の屬縣宜豐的及易池易は湯の
東北なる今桓端率兵與戰其衆潰去遼

とある。然るに金室に在つては、なほも萬奴をして留哥に備へしめんとし、否寧ろ留哥の背後にある蒙古に備へしめんとして、左の如き勅諭を下してゐる。金史宣宗本紀に、

貞祐三年蒙古太祖十年乙亥三月庚午十一日諭遼東宣撫使蒲鮮萬奴選精銳屯瀋州今の遼寧以候進止遼

と見えてゐる。

前掲桓端傳に詳記ある如く、貞祐三年改曆と共に出動を開始せる萬奴は、金室の諭勅を一蹴して、三月、四月、五月、九月と金軍に反抗してゐる。戦は常に、萬奴軍に不利に展開したやう

ではあつたが、然も根強く各地に奮戦してゐる。かくて同年十月、遼東半島の實權を掌握し得べしと、自信を有せる彼は、こゝに始めて大眞國を建立し、天泰と改元し、自ら天王と僭稱したのである。

箭内博士は右に引用せる桓端傳、貞祐三年を、元史の紀傳、金史本紀の記載と牴觸するとの理由を以て、これを四年の誤りと訂正せられた。これ即ち、元史の僭稱東夏を太祖十一年丙子〔貞祐四年〕と信じられた當然の結果である。然れども、祕史及び親征錄によつて、元史を訂正する私見に従へば、何等斯の如き史料に變改を加へず、而も他の史料間相互の矛盾もなくして解し得ると信ずる。なほ屠寄氏は、蒙兀兒史記に於いて大眞と號して自立せる月を貞祐三年正月と斷定し、三、四、五、九月の各地轉戦を即位後の平定と斷じてゐる。箭内博士は、これに依つて、年次改更の前説を捨て、これに賛意を表してゐられるやうであるが、自分は、漸次金軍と戦ひ了つて後、十月堂々と宣言を發して即位したものと考へる。尤も年初に咸平を取ると見えるが、咸平には當時未だ留哥がゐたであらうと考へられるし、九年甲戌十月より今年二月にかけて、木華黎、石抹也先の軍が東京、北京にゐたことは、前記の通りであるから、屠氏の正月立國説は何等根據あるものでなく、これに雷同せられし箭内博士も千慮の一失と惜まざるを得ない。従つて桓端傳のこの部分の記載だけは、多少の疑なきを得ない。

次にもう一つ、萬奴の立國が太祖十年乙亥に在つて、決して十一年丙子〔箭内〕又は十二年丁丑〔池内〕になかつたことを立證するものとして、自分は木華黎の孫塔思傳の記事が役立つと

思ふ。即ち太宗の五年癸巳、萬奴の大眞國滅亡のことを記せる條に、
 秋九月從定宗于潛邸東征、擒金咸平宣撫完顏萬奴于遼東、萬奴自乙亥、率衆保東海、至是平定之。⁶⁰⁾

こゝにいふ東海は、兩博士の考證によつて明かなる如く、豆滿江流域をさすこと言ふ迄もない。乙亥の年次を萬奴東遷の年に係けるか、立國のときにするかに就いては、意見の相違であらうが、多くの王朝の亡びしときにかゝる記載法に従へば、中途移都せる年次より計算するよりは、寧ろ大眞立國の年よりは是年に至つて初めて平定したと見る方が穩當ではあるまいか。而して「率衆保東海」は、編者の粗漏より、萬奴は立國當初より東海に在りしものと誤認した結果に外ならぬと思ふ。

63 「元史」卷一、太祖本紀、十九丁表。 洪武版本。

64 「金史」卷十四、宣宗本紀、十五丁表。 嘉靖八年版本。

65 「高麗史」卷二十二、高宗世家、三百二十九頁、上下段。 箭内博士は「萬奴は春以來遼東半島の諸城を攻めて克つ能はざりし時なれば、東京即ち遼陽が當時暫らく金の有に歸したる事必無とは斷言し難きも、而も堂々たる總管府などの存したりとは思はれず、且此牒文には事實の捏造も誇張もあり」(三四頁)と言はれてゐるが、果して然るであらうか、假令東京が金の有で無かつたとしても、東京總管府といふ役所はその附近の何處かに移つて存在してゐたことは明かである。今次滿洲事變に際し、張學良政府は奉天に根據地を失ふや直ちに錦州に樹立した例に徴しても明かであらう。而してこの牒文には捏造誇張があると言はるゝが、この大眞立國の通牒は決して捏造でないことも、明瞭であらう。

66 宋彭大雅撰、徐霆注「黑韃事略」、王國維撰「黑韃事略箋證」、王忠愍公遺書內編、觀堂集林卷第十六、史林八、二十七丁表。

67 元脫脫撰「宋史」卷四十一、理宗本紀。十三丁、裏。萬曆二十七年刊本。

68 清王國維撰「黑韃事略箋證」十五—十六丁。自注⁶⁹參照。

69 同前。

70 明薛應旂編集、陳仁錫評閱「宋元通鑑」宋紀九十九、寧宗八の條。八丁裏。今一つ最近の編纂に係る秀芝三著「南金鄉土志」武事志に「蒙古移呼哩又屢攻遼東、金宣撫布希萬努、取咸平東京以叛、僭稱天王、國號大亨、改元天泰」とあるが、大亨は言ふ迄もなく明かに大眞を誤つたものである。民國二十年正月刊、八枚裏、九枚表。

71 「金史」卷末附錄「金國語解」姓氏の條、十二丁裏。嘉靖版。

72 「元史」卷百四十九、列傳第三十六、耶律留哥傳、二丁表。洪武版。

73 「金史」卷百〇三、列傳第四十一、十二丁表。嘉靖八年版。

74 「金史」卷十四、宣宗本紀、五丁裏。嘉靖版。

75 「金史」卷百〇三、列傳第四十一、訖石烈桓端傳、十四丁裏—十五丁表。嘉靖八年版。

76 「金史」卷十四、宣宗本紀。七丁裏。嘉靖八年版。

77 箭内博士著「東眞國の疆域」、前掲「滿洲歷史地理」第貳卷、二三一—二三二頁。

78 同上「萬奴の自立は貞祐三年の春、前掲「東洋學報」一九七—以下及び「蒙古史の研究」四一—四二頁。

79 「元史」卷百十九、木華黎傳に「甲。戊。金主誥和、北還、命統諸軍征遼東。乙。亥。裨將蕭也先以計平定東京、進攻北京」とあり、太祖本紀に「甲。戊。冬。十月、木華黎征遼東。乙。亥。二月、木華黎攻北京」と見ゆ。「元史」卷百五十、石抹也先傳にも年月を示さざれども、東京攻略に奇計を用ゐしこと、北京占領事情に就いての詳記があること前述した。

80 「元史」卷百十九、木華黎傳附塔思傳。十一丁裏。洪武版。

七大眞の意義と東眞

支那に於ける從來の國號撰定の事情を見ると、歷朝殆どその發祥地の名に基づけるもの許りである。果して然らば萬奴の國號大眞亦これを地名に求め得べきか、不幸にして自分は未だ地名としてこれあるを聞かぬ。大は形容詞なれば、暫くこれを考の外にちき眞のみに就いてこれを見るに、眞州の地名なきにあらざれども、固より萬奴の發祥地と何等の關係もない所である。然らばこの大眞こそ文義に採つた國號と見なければならぬ。

自分は萬奴の國號撰定に參與せる宰相王濬賢佐が、後節述ぶる如く道教に關係ある隱士であることを留意して、次の記事を掲げる。即ち大觀證類本草に

金屑味辛平有毒、主鎮精神、堅骨髓、通利五藏、除邪毒、氣服之神仙、生益州、採無時。と見え、その後に續けて、

陶隱居云：：仙方名金爲大眞。

とある。こゝに陶隱居とあるは、梁の陶弘景のことである。南北朝のとき齊の高帝に侍讀として仕へ、後年句容句曲山に隱れ、自ら號して華陽隱居と言つた。彼は晩年華陽眞逸、華陽眞人の名を以て知られ、神仙を好み、辟穀導引の術を善くし、八十五歳の高齡にして、而も無病で卒したと言はれてゐる。彼の寇謙之と共に道教では重要な人物であることは誰れも知るところである。陶弘景の引用せる仙方とは、道教の藥方書名であつて、金泰和甲子四年晦

明軒刊本「重修政和證類本草」所出經史方書中に見えてゐる。また金を大真といふことは古い「丹房鏡源」といふ書にもあると、明の李時珍「本草綱目」にも載つてゐる事實で明白である。

さて翻つて萬奴に眼を轉ずるに、彼が自ら金の宗族であると言ひ完顔萬奴とも見えてゐることは諸記録に明である。前年東夏王と稱せる萬奴が、愈、獨立を宣し、國號を建てるに當つて考へたであらうことは、出來得べくんば完顔阿骨打の建てし金と言ひたかつたに相違ない。然しそれは假令蒙古の壓迫によつて汴京に押込められて、勢力漸次衰頽に向つて居たとはいへ、金室未だ儼然として存してゐる以上は、全く同一の金とは稱せられない。然し萬奴としては、一方に金の宗族であるとの誇りと威嚴を示し、他方に治下の民衆に重きをなす爲には、その意味莊重にして、文字亦立派なものを選んで、國號とする必要のあつたことは推測に難くない。この意を以て萬奴はこれを宰相初め幕僚に謀つたものと思はれる。而してその帷幕に參與せる王澹等の進言によつて、國號の決定を見たと思へるのである。それで大眞の二字は、やがて金の一字を意味するもので、萬奴の希望に合致するものであつた。換言すれば大眞は金の同義異字であつたとも言へよう。萬奴は金の宗族として完顔を名乗り、大金國に取つて代つて、これを復興せんとする大望を抱いてゐたのではなからうかとも考へられる。當時字面に於いては、大眞國とは言つてゐたものゝ、全く金を意味してゐた證左とも見られるものとして、自分は次の事實を紹介し度い。前掲「黑韃事略」の文中、即女眞、大眞國とあるを、箭内博士校定本、幸田本、問影樓叢書本共に、即女眞、大金國となしてゐることで

ある。女真民族が國を立て、金と稱したい心理は獨り萬奴に留らないことは、清朝興起に當つて、金或は後金と稱したことは、周知の事實であり、恩師市村博士の精緻なる研究に盡きてゐる。また金梁氏の滿洲老檔秘錄中にも、同徐氏序中にも明記があつた如くである。

これを以てこれを見れば、萬奴の國號大眞は、その意味は金にして、王濬等の建言に依つて、道教古典の文義に採れることを知るものである。清の趙翼の見識は、これを決して見遁がさなかつた。彼はその著「二十二史劄記」に於いて、

金末宜撫蒲鮮萬奴據遼東僭稱天王、國號大眞、始有以文義爲號者。元太祖本無國號、但稱蒙古、如遼之稱契丹也、世祖至元八年、劉秉忠奏始建國號、曰大元、取大哉乾元之義、國號取文義自此始。⁽⁸⁸⁾

と説いてゐる。趙翼も言へる如く、從來多くの學者は、支那歷朝國號中、文義に據つてこれを命ずるに至れるものは、漠北より崛起し中原に君臨せる元朝を以て嚆矢とすと説かれてゐた。言ふ迄もなく元は易の乾元に則りて建號した、この先縦に倣つて、明清相次いで文義を以てしたのである。然るにいま萬奴の國號大眞を以て文義に採れることが、明かとされたからには、こゝに從來の考方の上に一大變動を與へ得ると信ずる。尤もこれより先き唐代渤海の前名「振國」は易の震より出で、東方を指すとも言はれ、その餘類の建てし定安國亦地名より出でし國號に非らずとせば、先例として必無とは言はれない。而もこれ等が孰れも中央華夏よりすれば、邊陲の東夷に過ぎない。萬奴の大眞國も等しく東邊の僭偽國であつて、中

原統一の國家で無いとの理由によつて、振定安國の場合と同じく、問題としないとするれば、それは正しく元朝より始まるとする説も或はよからう。いま振定安は姑く措き、大眞の號たるや、元朝の建元制定と程遠からざる時に於いて、一隱士より出でし宰相王澹によつて建元されたことを、元の世祖が一禪僧子聰より還俗せる重臣劉秉忠の奏上によつて、國號撰定の大義が行はれた事實とを對比し、道佛二教の當時の反影と見て、面白き好對稱として、文化史的見地に於いて頗る有意義なるものあるを覺ゆるものである。この意味に於いて、萬奴の國號大眞は假令僭偽の小國家とは言へ、支那國號史上に於いて、最も重要な位置を占むるものとして看過すべからざるものと信ずる。

萬奴の國號は大眞にして、その意義また前述の如くなりとすれば、高麗史に表はるゝ萬奴の國を呼ぶに、大眞とは言はずして必ず東眞と呼ぶの理如何を究めねばならぬ順序となつた。既に箭内池内兩博士も力説せられし如く、高麗東北境面及び金曷懶路方に據れる女真人を東女眞と言へることは、自分とてもこれを認めるに決して吝かなものではない。然しながらその事實があるの故を以て直ちに東眞は東女眞の略にして、それが即ち萬奴の國號なりとの箭内博士説にも、それを以て朝鮮側の東夏國を呼ぶ副稱なりとする池内博士説にも同意することの出來ぬのは、甚だ遺憾に堪へぬ。自分は東眞は大眞の東遷後、即ち遼東半島の東京遼陽に立國せる大眞が、太祖十二年丁丑〔金興定元年〕夏、豆滿江流域に移都した後の呼稱であると主張する。その最初、自ら稱せしか朝鮮側よりしか呼びしか、全く徴すべき

史料を缺くを以てその點は不明である。東遷の時期及びその徑路に關しては、池内博士の考證精細⁽⁹⁾これに盡くるを以て、自分はこゝに贅せず。何を根據に自分は、大真東遷と東真とを結付くるやとの質問に對して、自分は次の答を有つ。即ち、高麗史高宗世家に、

五年戊寅^(蒙太祖十三)十二月己亥朔日、蒙古元帥哈真及札刺率兵一萬與東真萬奴所遣完顏子淵兵二萬、聲言討丹賊和猛順德四城、破之、直指江東城⁽¹⁰⁾。

と見える。これ東真の字面の高麗史に表はるゝ最初であることに注意しなければならぬ。換言すれば、前年丁丑夏六七月の頃、東遷し來れる萬奴の大真國はこゝに初めて東真の字面を以て見はるゝのである。これより先き蒙古太祖の十年乙亥^(金貞祐三)冬十月國號を大真と僭稱し、この通牒を翌十一年丙子秋七月、金東京總管府より接受せる、高麗としては明かに承知してゐる筈なるに、高麗史に於いては決して大真の字面を用ゐず、常に萬奴兵、或は黃旗子軍と稱してゐる。然して東真國の名がこの高宗五年十二月を以て初めて見えることは、東遷の事實を確知せる結果に外ならぬ。果して然らば、大真國東遷して東真國となる、周室東遷して東周と言はゝと異るところ無いと信ずる。さすれば、東女真の意と見るよりは、寧ろ大真東遷後の東真と見るべきであつて、その意義は大真國の大金國と同じき以上、東真國は東金國の義でなければならぬ。然らば次に萬奴の滅後なほ永年高麗史に東真の字面の見えるは、如何と反問さるゝであらう。池内博士も、王國維氏も、これを以て東女真略の東真説の有力なる支持とせらるゝやうであるが、自分はこれは萬奴の國を高麗側にてしか呼びし

關係上、一種の惰性で滅亡後數十年呼べるものと考へれば、何の故障もないと思ふ。かゝる例は史上その例に乏からざることゝ信ずる。この自分の主張を消極的ではあるが後援する一の證左がある。高麗の東北面に據る女眞を東眞と呼べりとす説は成立つ、然し鴨綠江面即ち西北面に住する女眞を、高麗史は西女眞と呼んでゐるけれども決してこれを西眞とは書いてゐない。若し東女眞を東眞と略稱せる慣用法ありとすれば、それに倣つて當然西眞の略稱あつて然るべきであらう、然るに自分はこれを麗史に見出すことが出来なかつた。人或は駁するかも知れぬ、西北面に住せる女眞には曾て一度も有力なる國家を組織せるものなし、従つて麗史その稱なき理由であると、一應尤もである、けれどもそれは自分の主張をくづす程のものではないと思ふ。箭内博士は、この高宗五年十二月初見のことを辯護せられ、十二月の條に至りて始めて之を用ゐたるは、一見怪むべきに似たるも、此年六月までは、未だ萬奴の國を東眞と號せしことを知らざりしを、其後に至りて始めて之を知りしが爲めなりと解釋せば、則ち可なり、高麗史初見の時を以て國號制定の時とし、却て元史の記事を疑ふは大早計と言はざるべからずとて、高麗史編者を批評せる文字を列ねてをられるが、高麗側が果して知らなかつたであらうか、今にして思へば、餘りに自説を堅壘に置かんとして、麗史の編者を抑へ過ぎた感なきを得ない。寧ろ鄭氏の爲に辯じ度い位である。「高麗史以外」の當時の史料にも、東眞の文字で表はるゝは注意すべきであると思へる。李齊賢の「金就礪行軍記」中に、

哈眞使通事趙仲祥語公金就礪曰果與我結好當先遙禮蒙古皇帝次則禮萬奴皇帝萬奴蓋東眞之主也公曰天無二日民無二王天下安有二帝耶於是只拜聖武不拜萬奴⁸⁴

とある。哈眞は高宗五年戊寅十二月朔日萬奴の大將完顔子淵と共に江東城を攻めし蒙古の將軍である。金就礪は高麗側の防軍の將である。こゝに掲げし事件は翌六年己卯の正月に起りし事實であるが、高麗史に初めて東眞と表はるゝ丁度同一時期にこの「行軍記中に東眞の文字の表はれをることゝ東眞の大眞東遷説で説明するの理あるを知るであらう。

81 「大觀證類本草」四、經史本草卷四、玉石部中品の條。十八丁裏十九丁表。元大德版、日本翻刻、安永四年刊。明李時珍撰「本草綱目」卷之八、三丁表。萬曆庚寅（十八年）版。

82 唐姚思廉撰「梁書」卷五十一、列傳四十五、陶弘景傳。五丁裏、六丁表。「有時獨遊泉石、望見者以爲仙人、性好著述、尙奇異、……尤明陰陽五行、風角星算山川地理、方圖產物、醫術本草」も記してゐる。

83 「元史」卷百十九、塔思傳に「咸平宣撫完顔萬奴」とあり、劉祁の「歸潛志」卷五、六丁裏、梁詢誼の條に「宣宗南渡、宗室萬奴叛據上京」と見え、東平王世家には「完顔萬奴、金内族也」となつてゐる。

84 箭内博士校定本、十七枚裏。幸田露伴本三十三頁。間影樓本、十二丁表。

85 文學博士市村瓊次郎著「清朝國號考」東洋協會調查部學術報告、第一冊一二九—一五八頁。明治四十二年七月。稻葉岩吉著「清朝全史」第十八節、三〇〇—三一〇頁。大正三年四月。蕭一山著「清代通史」四六頁、民國十六年九月。

86 金梁譯「滿洲老檔秘錄」に「後、國大皇帝、遣朝鮮國王書、今遼東官民皆已薙髮歸順」十八丁裏。

87 前掲自注⁸⁷參照。「乘筆者、芟落過多、甚於國名、其初稱金、見檔冊」

88 清趙翼著「二十二史劄記」卷二十九、元史の條、二十四丁。表裏。

89 拙稿「元の帝室と禪僧との關係に就いて」東洋學報、第拾貳卷第一號、一七—七頁上段。大正十一年三

月刊。

90 池内博士「金末の滿洲」前掲「滿鮮地理歴史研究報告」第十、五七—五九頁。

91 「高麗史」卷二十二、高宗五年の條三三三頁下段。

92 王國維撰「黑韃事略叢證」二十九丁表。「彭氏、於己爭未竟諸部中、列遼東萬奴、案元史太宗紀、萬奴之禽在五年癸巳正、彭氏北使之歲、蓋彭氏尙未知此事實也、然鄭麟趾高麗史多紀東眞、卽大眞、與高麗交涉事、自太宗癸巳以後、至世祖至元之末、凡二十見、意萬奴既擒之後、蒙古仍用之、以鎮撫其地、其後子孫承襲如藩國、然故尙有東眞之稱、此書所云、或反得其實也」と言つてゐるが、自分が前に論證せる如く彭氏の蒙古帳殿に來れるときは大眞國の滅亡以前である。然るに王氏のこの説あるは不可思議に堪へぬ。

93 箭内博士「東眞國の疆域」前掲「滿洲歴史地理」第貳卷二四〇—二四一頁。

94 李齊賢著「金就疆行軍記」池内博士「金末の滿洲」七二頁、所引。

八 王澹傳并に王澹と萬奴との關係

前段に於いて或は王澹と言ひ、或は王賢佐と言つて、屢、これを出し、後節詳傳するを約した。王澹に關して、金史の傳ふるところは、左に掲ぐる二三の斷片的記載に留り、別に列傳を立ててゐない。従つて今日迄その如何なる人物なりしかを知るを得なかつた。而も萬奴に關聯しては、たゞ一箇條あつたに過ぎなかつた。「金史」に王澹の名始めて表はるゝは、宣宗の貞祐二年の條である。即ち

二年春正月……乙酉十九日、徵處士王澹、不至。

とあり、次にその翌年の項に、

三年九月……丁卯^(十一)日、詔授隱士王澹太中大夫右諫議大夫、充遼東宣撫司參謀官⁽¹⁶⁾。

と見え、第三には、またその翌年のところに、

四年三月……丙子^(二十三)日、曲赦遼東路、己卯^(二十六)日、處士王澹以右諫議大夫、復遷中奉

大夫翰林學士、仍賜詔褒諭⁽¹⁷⁾。

と記してゐる。「金史」にあつては以上三箇の斷簡零墨に過ぎない。王賢佐の字面に於いては、全くその系統を異にせるものに係り、前掲宋の彭大雅の「黑韃事略」の文、

已爭而未竟者、東曰高麗、曰遼東萬奴、即女真、厥相王賢佐、年餘九十、有知來之明⁽¹⁸⁾。

即ちこれである。そこでこの「金史」の王澹と「事略」の王賢佐とが、同一人であるか否かが、抑、問題であつた。この問題に初めて手を染めしは、清屠寄氏である。彼はその「蒙古兒史記」に於いて、初めて新に傳を立て、

王澹疑⁽¹⁹⁾、即王賢佐、澹其名賢佐、其字也⁽²⁰⁾。

と述べ、多少の疑を存した上で、「金史」と「事略」の記事を巧に按配して簡單ながら一傳を作り、これを萬奴傳中に附してゐる。蓋し卓見と稱すべきである。自分は先きに「萬奴國號考」の梗概を發表した⁽²¹⁾。その際、「元史」の大真、天泰、天王の記事が、多分に道教的臭味横溢せるところよりこれを察し、必ずや道士かまたは道教に關係を有せる人なるべしと推知し、「金史」に「隱士」とあり、「事略」に「年餘九十、有知來之明」とあれば、延命養生の術をも心得てゐ、その上道學にも通曉

し、占卜術にも長ぜることを想像し、この王澹こそ王賢佐であること疑ないと断定した。その後王國維氏の『黑鞮事略箋證』新版を見るに及び、幸にその推測の的中せるを見たとき、言ひ知らぬ満悦を感じた。王氏は金の元好問の『中州集樂府』より王澹の傳を略述し、最後に、

屠敬山(寄作)蒲鮮萬奴傳、已疑此書之王賢佐即金史之王澹、今據中州集、乃得定之。⁽¹⁰⁾

と言つてゐる。屠氏の以て疑問とせしところを、王氏これを氷解し、引いて自分の推論に確實なる證據を提供して呉れたのである。前にも言へる如く、未だ完傳を見ざる我が學界の今日、これを紹介し置くも強ち徒勞のことでもあるまいと信ずるがゆゑに、煩はしくもこゝにこれを掲ぐることにする。「中州集樂府」は、彼の『洞仙歌』と題する詩を摘錄收載せる前に、『王賢佐』と題して、次の如く記してゐる。

王賢佐

賢佐一字玄佐、名澹、咸平人、爲人沈默寡欲、邃於易學、若有神授之、又通星曆緯識之學、明昌初、德行才能、召至京師、命以官不拜。朝廷重其人、授信州教授、未幾、自免去、再授博州教授、郡守以下皆師尊之、一日守澹客適中使至、中使漠然少年、重賢佐名、強之酒、守從旁救之、曰王先生不如葷酒、勿苦之也、中使乃止、是夕賢佐棄官、遁歸鄉里、宣宗即位、聞其名、議驛召之、以道梗不果、車駕南渡、人有自咸平來者、說賢佐年六十餘、起居如少壯人、宣宗重其人、常以字呼、遣王曼卿授遼東宣撫使、不拜。又詔宰相以書招之、云阻奉仙標、渴思道論、敬佇下風、瞻系何極、先生嘉遼林藪、脫屣浮榮、究大易之盈虛、洞玄象之終始、道尊德重、名動天朝、推其緒餘、足利天下、然

君子之道、出處語默、何常之有、或拂衣而長往、或濡跡以秣時、故當其無事、則采薇山阿、餌木石、岫固其宜矣、及多難之際、社稷傾危而不顧、蒼生倒懸而不解、其自爲謀則善矣、仁人之心固如是乎、某等猥以不才、謬膺重任、四郊多壘、各將誰執、徒積慙汗、坐視何益、日夜以思、庶幾得明利害、而外爵祿者、在天子左右、同濟太平、今聖上明發、不寐軫念、元元屈己下賢、尊師重道、歎先生之絕識、仰先生之高風、雖黃帝尊廣成之道、唐虞重顓陽之節、不是過也、先生懷實遺世、如某輩之不肖、固在所棄、獨不念累世祖宗之基業、億兆生靈之性命、忍忘之耶、昔商岩四老定儲嗣而翬來、東山謝安爲蒼生而一起、今安危大計、非特定儲之勢也、強敵侵逼、又非東晉之時也、生民塗炭、亦已極矣、豈先生建策於明昌之初、獨無一言於貞祐之日乎。想先生憐然而改、惠然而來、審定大計、轉危爲安、然後披蕙幌、拂雲扃、未爲晚耳、敬聽車音、某雖不肖、請擁篲而先之。書達、竟不至。遼東破時年九十餘矣。〔○信州渤海懷遠府○博州山東東昌路と改む〕

元好問は劉祁と共に、實際に於ける「金史」の執筆者であつたことは、顧炎武、錢大昕等も既に論ずるところであるから、元遺山の王澹傳はその史料としての價值は、可成り高いものであることは争はれない。

別にまた元の杜本編するところの「谷音」といふ詩集がある。中に王澹の略傳を收めてゐる。固より傳そのものは、本來の目的でないから、頗る簡單なものではあるが、載するところの詩六首は、正に當時の彼の心境を窺知するには充分のものである。その傳とは、

遼東王澹玄佐

澮博學醇行博州刺史迎爲師教授弟子百餘貞祐中就拜宣撫遼東宰相累書請澮之鎮澮不應浮海遯去。

これである。

以上新獲二史料によつて從來王澮に就いて金史に散見する貧弱なる材料のみにて考へられたことがこゝに全然訂正されなければならなくなつたことはまた止むを得ぬことゝ言はねばならぬ。金史には彼が宣宗の召に對し不至とのみあつてその何處に居りしやに就いては皆目不明であつた。然るにこゝにその郷貫咸平に在つて出廬しなかつたことが明かとなつた。まだ萬奴が金に叛して大真と號する一箇月許り以前に金室に於いては遼東に德望名聲竝び高き彼を自家の藥籠中に納めこの力に依つて遼東宣撫をなし遂げようと圖り彼に授くるに太中大夫右諫議大夫を以てし遼東宣撫司參謀官となしたのであるが今日迄は彼が京師に於いてこれをうけて現地遼東に行けるものと解釋されてゐたこれ亦全く今次の二材料により一は授遼東宣撫使不拜となし一は請澮之鎮澮不應と記して金室の命を奉じなかつたことが分かる。また爲人沈默寡欲邃於易學若有神授之とあり又通星曆緯識之學と見えてゐるところ彭大雅が有知來之明と傳へしものとよく合致する。なほ傳によれば宣宗南遷の後間もなく咸平より來れる人の話として賢佐年六十餘とありこの年當に貞祐二年それより約二十年金天興二年蒙古太宗五年癸巳萬奴滅亡す傳これを記して遼東破時年九十餘矣としてゐる。彭氏萬奴の滅亡一年前蒙古帳殿にてこれを耳にし厭

相王賢佐年餘九十」と書いてゐる。實に兩史料の的確符節を合する如くなるを知る。「金史」に隱士(105)とありしを以て自分は道士或は道教關係者とせしこと、既にこれを述べた。然るに元好問が、澹の多くの詩中より、これを採つて「中州集」に收むるに際して、洞仙歌を選びてこれを録せる一條、金の宰相が彼を招致せんとしての書翰中にも、明かに道教關係者なることを看取せらるゝものあるを知るであらう。陶宗儀の「輟耕錄」元好問の「紫微觀記」等(107)に詳記せる如く、この當時北支那一體の地、全真教流行盛大を極め、時勢を風靡せる状態であつたから、王澹亦この潮流に棹す一人であつても何の不思議もない。更にこゝには省略に従へる、彼の詩「河之坊」中に、外に元兵の逼るの日を畏れ、國疆日に盛り、内に賢宰これが輔たる無く、政事日に弛廢せる、金室の退嬰、萎微政策を批評し、「國覆矣、視爾耆耆」と詠つてゐる。また「感遇」四首中にも、宋人の元と結んで金を攻むるの愚を慨き、金室日に削弱し、蒙古日に強大なるを諷し、かくて兩者傷けるに乗じて、元人坐らにしてその利を收むるを歌つては、「兩虎鬥中野、利乃歸衡虞」と歎じ、金室側近の重臣相次いで新興蒙古に投ずるを見ては、「雞飛與狗走、妾命獨奈何」と皮肉つてゐるなど、全詩(108)を通じて如何にも世捨人の拗者たるの感を懐かしめる。

以上述べた如く、道教に通曉せる王澹なればこそ、陶隱居の引用せる古典にも明るかつたことも想像され、後に説明する年號天泰、稱號天王、首都開元等、皆彼の豊富なる學殖より流露せる文字であつたに相違ないと、信ずるに少しの躊躇もしないものである。またかゝる世捨人であつたればこそ、金室の招ぎにも應じなかつたことも、充分頷かれると思ふ。

次に萬奴の遁入海島説に就いて、一言附加へて置く必要がある。「元史」木華黎傳太祖十一年丙子〔金貞祐四年〕八、九月の頃の記載中廣寧府に張致を服せる後に、

拔蘇〔今、金復州〕海〔今、海州〕三州斬完顏衆家奴咸平宜撫蒲鮮等率衆十餘萬遁入海島。

とある。箭内博士は、これを豆滿江下流域へ移轉し、同時に東眞と號せることを指せるものとせられ、所謂海島を以て今の黄海又は渤海の或島に擬定せんとする人あらば、吾人は其推斷の餘りに匆卒なるを尤めざるを得ず〔10〕とさへ言はれてゐる。池内博士は全くこれに反し、蓋し、此の文の趣旨は、萬奴は金將衆家奴等の如く、遼東半島の諸州の孰れかに居り、蒙軍に窮追せられて黄海の或る島に遁入したりといふにありとて、この「元史」の記載を卒直に一旦肯定せられたかのやうであるが、その後段「されども太祖紀及び親征錄に萬奴は彼の納款の後幾ならずして復た叛し、自立して東夏王と稱せりとあるが故に、彼れと是れとを結合して考ふれば、一たび東京に於いて蒙古軍に降りし萬奴は、蒙軍のなほ遼東半島の諸城を攻略しつつありし間、公然叛旗を翻へして、半島内に入りたることゝなる。而して實際斯くの如く行動したりとすれば、彼れは自ら火に投ぜざる蛾にして、其の愚や及ぶべからず。是に於いてか余は萬奴が蒙軍に逐はれて海島に遁入せりといふ木華黎傳の所傳を疑ふと言はれ、なほ進んで海島に遁入せりといふは必ず誤ならざるべからず」と斷じられ、因つて何故斯かる誤傳を生ぜしかを考ふるに〔11〕として、「元史」塔思傳に見える「東海」とある記載を引用されて、その誤の所以を説明されてゐる。

以上兩博士の立論の根據が、東夏僭稱の年次を、太祖十一年丙子〔貞祐四年〕とせるにあるがゆゑに、一は或は豆滿江流域とせざるべからざるに至り、一は木華黎傳の所傳海島遁入を疑はざるを得ざるに至つたものである。これ果して然るを得るであらうか。

前掲谷音所傳の王澹傳によれば、

貞祐中、就拜宣撫遼東、宰相累書請澹之鎮、澹不應。浮海遯去。

とあつて、宣撫を拜せざりしことは、既述の如く、中州集所傳で明かであるが、こゝに、浮海遯去とあるは、木華黎傳を裏書するものでなくして、何んであらうか。王澹は常に萬奴と行動を一にした動かぬ證左とするに充分であると信ずる。而して卑見に従へば、十年乙亥大眞と號し天王と稱せる萬奴の天泰二年、木華黎の第二回遼東遠征軍は、既に廣寧迄陥れ、餘威を驅つて東京（遼陽）方面へ來ると聞き、先きに九年甲戌一時蒙古に歸順して蒙古軍を欺瞞し、その引揚げを待つて、直ちに叛し東夏王を僭稱し、次いで翌年天王と稱せる彼としては、今次蒙軍の忿怒如何ばかりならんと、極度の恐懼の餘り、この際寧ろ戦はずして、身を隠すに如かずと、宰相王澹を初め、兵を率ゐて相共に海島に遯去せるものと解する方、極めて自然であると考へる。これまた史料に對して最も柔順なる觀方ではあるまいか。

既に池内博士も推論せられし如く、遼東半島及び鴨綠江下流域まで侵入せる木華黎の蒙古軍は、晩くも十一年丙子年末には、撤退したりと思はるゝがゆゑに、蒙古軍の遼東を去れるを見極めたる後、翌十二年丁丑〔金宣宗興定元年高麗高宗四年〕即ち天泰三年、萬奴は海島より半島に戻りし

ことは、左の記事が明かに物語つてゐる。「高麗史高宗世家に、

四年丁丑天泰三年夏四月己未十三日金萬奴兵來破大夫營……戊辰二十二日金兵九十

餘人渡鴨綠江入義州分道將軍丁公壽出兵禦之……我元帥弓哥下也夜與黃旗子軍萬奴軍

とこ戰不克來奔113。

とあり。これに對應すべき記事として、金史阿里不孫傳を示すことが出来る。即ち、

興定元年真拜參知政事權右副元帥行尙書省元帥府于婆速路……是時蒲鮮萬奴據遼東、

侵掠婆速之境高麗畏其強助糧八萬石113。

と見え更にこれを宣宗本紀に徵するに、

興定元年夏四月己未以權參知政事遼東路行省完顏阿里不孫爲參知政事行尙書省元帥

府于婆速路113。

とある。これ等の事實を總合して考へるとき興定元年春海島を出でて再び半島に上陸先づ高麗境の奪掠を開始し漸次自己の舊根據地東京へ歸らんと企てた。これを聞ける金廷にては夏四月これが對策として阿里不孫の任命となつたと解し度い。これより先き萬奴海島に在るの間と思はるゝとき即ち興定元年正月金來遠城義州附近より高麗の寧德鎮に宛てての移牒が「高麗史高宗世家四年正月の條にある。即ち

叛賊萬奴本與契丹同心若併軍往侵貴邦其患不小且爲貴邦所擊則必奔還我國苟犯貴邦

宜急報之我即出軍掩擊113。

と記してゐる。これを萬奴が目下海島に姿を晦してゐるが、やがて顯はるれば、必ずや高麗を犯すべしとの豫め警戒すべきを告げ來れるものにして、三箇月後果して高麗は萬奴軍の來寇を受けてゐること、前掲の如くである。

かくの如く萬奴の「海島遁入」を認め、而して再度の半島上陸と、その後の行動も、矛盾なく、金史「麗史」に依つて迹づけ得るとすれば、益、王濬傳の「不應、海島遂去」の六字は、雄辯に木華黎傳の「遁入海島」を後援してゐることゝならう。

然らばこゝに言ふ、海島とは抑、何處であらうか、これ考究すべく殘された一問題である。

この難問を解決する爲に自分は、明末清初の遼東に目を轉ずることゝする。寧遠城(興今の城)を固守せる袁崇煥と共に、最後迄明の爲に、新興勢力後金(清)に反抗せる毛文龍の動靜を觀察するに、彼は鴨綠江口東南鐵山及び宣川を足だまりとなし、更に海上椴島或は皮島に根據を有し、これを東江鎮と稱してゐた。入つては海上に海賊を働き、航行船に一種の通行税をかけ、出でては遼東朝鮮鴨綠江附近を奪略す。後金の軍攻むれば、直ちに椴島に遁入すること前(16)後二回、而も島中數萬の人口を收容し得たことも、明史「毛文龍傳」に明記がある。即ち、

毛文龍者仁和人、以都司援朝鮮、逗留遼東、遼東失、自海道遁回……設軍鎮皮島、如內地、皮島亦謂之東江、在登萊大海中、綿亘八十里、不生草木、遠南岸近北岸、北岸海面八十里、即抵清界、其東北則朝鮮也、島上兵本河東民、自天啓元年(清太祖天命六年)河東失、民多逃島中、文龍籠絡其民爲兵……七年(清太宗天命元年)正月八日、大清兵征朝鮮、并規勦文龍、三月十四日、大清兵克義州、

分兵夜擣文龍於鐵山。文龍敗遁歸島中。…文龍一匹夫不法至此以海外易爲亂也其衆合老稚四萬七千妄稱十萬且民多兵不能二萬。

とある。大東輿地圖(第八幅)を案ずれば誰人も鴨綠江口東南に身彌島と相竝んで假島皮島の横り、その對岸に鐵山のあるを發見するであらう。

文龍常に陸に攻撃を受ければ必ず海島に逃入し、敵兵退けば又鐵山宣川の間に來るを例とした。

かくて再び萬奴に關する文獻に立戻つて、検討する必要がある。

『金史』の完顏素蘭傳を見るに、

興定二年四月、以蒲鮮萬奴叛、遣素蘭與近侍局副使內族訛可同赴遼東、詔諭之曰：萬奴事、竟不知果何如、卿等到彼、當得其詳、然宜止居鐵山、若復遠去、則朕難得其耗也。…素蘭將行上言曰：臣近請宣諭高麗、復開互市、事聞、以詔書付行省。

とあり、これを、同史宣宗本紀(18)に徵するに、

興定二年夏四月…壬子十一日、遣侍御史完顏素蘭(誤)、近侍局副使訛可同赴遼東、察訪叛賊萬奴(誤)事…癸丑十二日、完顏素蘭(同)請宣諭高麗、復開互市、從之。

と見え、紀傳正確に一致してゐる。

前年春四月海島を出でし萬奴は、一方高麗西北面を掠め、一方遼東各地に金の將卒と衝突せしことは既にこれを述べた。素蘭傳に、以蒲鮮萬奴叛とあるは、まさにこの報汴京の金廷

に達せる爲であらう。こゝに於いて金室は萬奴の行衛を「察訪」し、以てこれを追捕すべく、内族完顏素蘭及び同訛可の二人を、正副使として派遣したのである。前々年萬奴海島に入りしと聞ける金室は、その鎖鑰たる鐵山に止居して調査せば、必ずや萬奴の消息も判明するならんと考へ、萬奴事竟不知果何如、卿等到彼得其詳、然宜止居鐵山」と詔諭を發したものと思はれる。箭内博士はこの鐵山を以て、金州半島旅順の老鐵山(19)に擬せられ海島入り否認の證とせられしは、誤解と言はねばならぬ。何となれば、宣宗本紀、素蘭傳共に、直後に高麗開市の一件に言及してゐるからである。この鐵山こそ、椶島皮島對岸の鐵山に外ならぬこと議論の餘地がないと思ふ。

果して然りとすれば、萬奴の場合の形勢と前述せる毛文龍のそれと考較するとき、誰かこれを信ぜざらんとするも、豈得べけんやである。況やその島の人間收容力に於いて、少くとも數萬は容れ得ること、明史の明記あるに於いてをやである。「元史」の萬奴遁入軍を「十萬とせる數字は、池内博士も言はるゝ如く、必ずしも正確なるものに非ざること、當時の他の場合の史料に於いても明かである。こゝに於いてか、自分は萬奴の遷去せし海島こそ、毛文龍の屢遁入せる、黃海中に横はる椶島皮島或は附近の身彌島等ではなかつたかと、推定するものである。

最後に前に掲げし「金史」貞祐四年三月二十六日の記事に就いて一言する必要がある。前年九月遼東宣撫司參謀官に任ぜられしことを「金史」は傳へてゐるに對し、彼の傳はこれを受

けざりしことは既に屢、これを述べた。然るに四年三月の記載を見るに處士王澹以右諫議大夫、復遷中奉大夫翰林學士とある、叛賊萬奴の大眞國宰相となる彼に、而も宣撫司參謀官をも受けざりし彼に、右諫議大夫を授けたらしく、更にまた今次これを中奉大夫翰林學士に遷せるのみならず、褒諭を贈つたといふは、如何にも解せぬことである。そこで屠寄氏はこれに一説を提出して

而四年三月、尙進王澹官階、且賜褒諭者、意萬奴叛時、王澹必有勸阻之言、朝廷傳聞、故有此諭、猶思借澹力以回萬奴之心也。⁽²⁰⁾

と言つてゐる。「金史」に散見せる史料以外何物も有せざりし屠氏としては、實に巧妙なまた如何にも有り得べき推測として、感服せざるを得ない、然しながら、前にも述べし如く、彼の詩に詠ぜる金室に對する態度、時勢を諷刺せる心境より見て、決して右様の官階叙勳をも受けるやうな人でないことは明かである。さすれば、これも前年の宣撫司參謀官の場合と同じく、京師より萬奴の大眞國に在る彼に遙任されしのみであつて、彼自身としては全くこれを拜受してゐなかつたものであらうと考へる。たゞこれによつて王澹が如何に學識優れ、人物亦非凡なりしかを察することが出来る、されば金廷もその多智その賢明を聞き、如何にかして彼を招ぜんとして、或は京秩を加へ、或は褒諭を賜り翰林學士にしたのではなからうか。自分は「金史」の記載との關係を斯様に考へて見たのである。

これを要するに、萬奴最初招討となつて咸平に赴任し、後留哥の叛に際し、昇せられて宣撫

となる。この間咸平に在りし王澹と肝膽相照すところあり、自己の金室に叛して獨立せんとの大望を明かし、王澹亦萬奴の知遇に感じ、これが助力を誓ひ、金室の屢の招致にも應ぜず、再三の叙位、叙勳、褒諭もこれを退けて受けず、萬奴と共に終始し、その大眞の滅亡迄、九十餘歳の長壽を保つて、萬奴の帷幕に參じ、宰相の印綬を帶してゐたことは、新獲史料に依つて闡明され得たと信ずるものである。

95 「金史」卷十四、宣宗本紀、貞祐二年の條、三丁表。嘉靖版。

96 「金史」卷十四、宣宗本紀、貞祐三年の條、十二丁裏。嘉靖版。

97 「金史」卷十四、宣宗本紀、貞祐四年の條、十八丁裏。嘉靖版。

98 宋彭大雅撰、徐靈注「黑韃事略」、王國維箋證本、二十一丁表。

99 清屠寄撰、蒙兀兒史記、列傳第十五、蒲鮮萬奴附傳、王澹傳六丁表。

100 拙稿、史學雜誌、第四十二編、第七號、八一—一頁、昭和六年七月號。第三十三回史學會大會、東洋史部會講演手記。同誌、第四十三編、第三號、四二〇頁、昭和七年三月號、第二百二十九回東洋史談話會記事。

101 清王國維撰「黑韃事略箋證」二十三丁裏。

102 金元好問編「中州集」附樂府。翰苑英華中州集、十六丁裏裏、四部叢刊本。

元好問字裕之、號を遺山と言ひ、金元間の文學者として著聞すること言ふ迄もない。この集金一代の詩を集め、その各作者毎に小傳を叙してゐる。意ふにその目的詩を以て史を存するに在るか、往々佚事を傳ふ、金元兩史を究むるもの必讀の書である。外に「遺山集」四十卷、「續夷堅志」及び「唐詩箋注」等がある。傳中（）は王氏の省略せる部分を示す。

103 清顧炎武著「日知錄」卷二十六、二十七丁裏——二十八丁表。「金史大抵出劉祁、元好問二君之筆、亦頗可觀」としてその割注として、錢氏曰「貞祐南遷以後、事迹多取元、劉兩家、章宗以前則實錄具在、非出二人

事也。」と見てゐる。

104 元杜本編「谷音」上卷、一丁表——二丁表、四部叢刊本。前掲「中州集」と同じく詩とその作者の略傳とを掲ぐ。上下二卷より成る。右に凡そ二十三人、無名者四人、共一百首を收む。乃ち宋金末年仗節守義の士の悲憤、幽人の清詠を集めたものである。玄、貞二字共に缺割して用ゐてゐる。

杜本は元末の人、字伯原、清江の人、博學文章、詩を善くし、篆隸に巧みであつた。武宗に召されて京師に至り、幾もなく歸隱す。順帝の時翰林待制に召されしも固辭して受けず。この書の外に「清江碧嶂集」の著がある。清碧先生と呼ばれてゐた。

近時遼陽の金毓黻撰「遼東文獻徵略」六卷を得た、中にまた王澹傳を載す、然れどもこれ「中州集」「谷音」を収録し、これに自家の注釋を加へしのみで、新材料は少しも殖えてゐない。民國十五年四月刊。

105 「元史」卷百十九、木華黎傳、二丁表に「壬午、八月有星盡見。隱士喬靜真曰、今觀天象未可征進」と見える。

これに對して木華黎は反抗して兵を進めてゐるが、兎に角隱士とはどうしても普通人でないことだけは明かである。元好問の「紫微觀記」にも「古之隱君子學道之士、爲多居山林、木食澗飲、橋項黃、誠、自放于方之外、若涪翁、河上丈人之流、後世或附之黃老家、數以爲列僊、陶隱居、寇謙之以來、此風故在也」とある。隱士の意味明瞭となつたであらう。「遺山文集」第三十五、十七丁表、四部叢刊本。

106 陶宗儀著「南村輟耕錄」卷二十九、陶氏景元本刊八丁裏。「全真紀實」云、金主亮、貞元元年有吏員、咸陽人王中孚者、倡全真教、談馬丘劉和之、其教盛焉」とある。

107 金元好問著「紫微觀記」遺山文集第三十五、十七丁表、四部叢刊本。「貞元、正隆以來、又有全真家之教、咸陽人王中孚、倡之、譚馬丘劉和之、……故墮窳之人、翕然從之、南際淮北、至朔漠、西向秦、東向海、山林城市、廬舍相望、什百爲偶、甲乙授受、牢不可破、……貞祐喪亂之後、澹然無紀綱、文章蚩蚩之民、靡所趨向、爲之教者、獨是家而已」とあり、以て隆盛の狀を知る。

108 杜本前掲「谷音」二——二丁表裏。

109 「元史」卷百十九、列傳第六、木華黎傳。二丁表。洪武版。

- 110 箭内博士著、前掲「滿洲歴史地理」第貳卷二三〇頁。
- 111 池内博士著、前掲「滿鮮地理歴史研究報告」第十、五二—五四頁。
- 112 鄭麟趾撰、高麗史「卷二十二、高宗世家四年丁丑の條、三三一頁上—下段。
- 113 「金史」卷百〇三、列傳第四十一、阿里不孫傳。嘉靖版。
- 114 「金史」卷十五、宣宗本紀、三丁表。嘉靖版。
- 115 「高麗史」卷二十二、高宗世家四年丁丑の條、三三〇頁下段。
- 116 「明史」卷二百五十九、列傳一百四十七、毛文龍傳。「同史」太宗本紀。趙爾巽等撰、清史稿「太宗本紀。稻葉岩吉著、清朝全史」上卷、二二〇頁。蕭一山著、清代通史「上卷百〇九—百十二頁。
- 117 「金史」卷百〇九、列傳第四十七、完顏素蘭傳、五丁表。
- 118 「金史」卷十五、宣宗本紀、十丁表。嘉靖版。
- 119 箭内博士著、滿洲歴史地理「第貳卷二五五頁。「今の老鐵山か」と多少の疑點を残してゐるが、屠氏は海島を以て文字のままに解し、黃海の某島を以て之に擬せしものなり、而して又高麗史の記事によりて、四月登陸云」と推定せり。説を立つること巧なれども、是れ全く誤解なり。試に思へ、黃海中、果して十萬の大軍が四五月の久しき間潜伏するを得べき島ありや（成吉思汗の滿洲經略東洋學報、五一頁）と批判されしは、全く自己の間島移都説を守るに急に於て、他を顧みる餘裕がなかつたやうに見受けられる。自分は寧ろ屠寄氏の説の妥當なりしを知る。鐵山はいまの朝鮮平安北道鐵山郡治のあるところで、決して老鐵山などではない。椴島はその鐵山郡雲山面に屬し、鐵山半島の南の突端から、海上約一里許り、もとの宣沙浦、今の仙岩洞より西南約二里半許のところに横つてゐる。椴島を支那側で皮島と書く、稻葉氏の説によれば椴の朝鮮音であるといふ。

「清朝全史」上卷、二二〇頁。

この地方は朝鮮半島西海岸の特有たる滿干潮汐の等差激甚なる爲め、現今に於いてすら熱練な

る舟子でなければ渡航困難と聞く、況や元代に於いて、騎馬にのみ馴れたる蒙古軍に對しての難を避けるところとしては、風竟の地と言はねばならぬ。後年朝鮮丙子の亂に仁祖の江華島に遁入せんとせしことなども、この蒲鮮萬奴、毛文龍等の轍を覆み、清兵の攻撃を避けようとしたのであらうとも考へられないでもない。

120 屠寄撰「蒙兀兒史記」列傳第十五、蒲鮮萬奴傳、附傳王澮傳、六丁表。

九 結 言

萬奴の國號の大眞なること、またその建言者の一人たりし王澮が、道教に通曉せる學者なりしこと、してその大眞は道教の古典に典據をもてること、及びその王澮は終始萬奴と行動を共にせること等に就ては、最早充分了解されたことと信ずる。かく觀來れば、大眞國建設の樞機に參劃せし、王澮等の知慧よりその年號、その稱號、その首都名、共に國號と一途に出でしものなるべしと推定しても、決して無理なことではあるまいと思ふ。かくて自分は先づ年號天泰から論じて行かうと思ふ。天泰の二字は、寡聞なる自分の知れる範圍に於いては、熟語として儒教佛教の方面に見出すことが出來ぬ。そこで自分は道教の經典または論にこれを覓めようと試み、幸に或はその出典ではないかと考へらるゝ一材料を得た。即ちそれは、黃帝太一八門入式祕訣なる書に⁽¹²⁾、

入天門呪

天門泰。開。六甲扶持、金鑽玉鑰、速在莫違、掃蕩邪穢、惡鬼祛之、急々如律令。

と見える。右の天門泰開より、二字天泰を採れるものではなからうか。恩師市村博士も嘗て論ぜられし如く、支那の年號中には、佛敎道教、五行思想等より出でしもの多くあれば、これもその例に従つて解けはしないだらうか。また同書中に「天門開泰」とも見えるが、これ遼の聖宗耶律隆緒の年號開泰の典據ではないかとも考へらるゝがゆゑに、萬奴の天泰亦これに因れるにあらざるかと思はれる。人或は言はん、果して然るか、儒敎の古典既に「天下泰平」の四字あり、この二字天泰を採るとするも不可なからんと。或は然るやも知れず、たゞ自分の記憶では「禮記」に在つても、呂氏春秋に在つても、常に「天下太平」とのみ見え、決して「天下泰平」とは見えない。太泰同音なるのゆゑを以て、しか書き現はすに至れるは、遙か後世のことに屬しはしまいかと思ふ。固より自分はいま一説として、これを提示するに止まるのみで、飽迄もこれを固守するものでないことを斷つて置く。

こゝに一言解明を要する一事がある。金元兩史共に、改元天泰とあつて、建元天泰とは見えぬのゆゑを以て、東夏王僭稱のとき、既に何等かの年號を建てしも、今日史料佚亡して傳はらざるにあらずや、それゆゑ大眞立國に際して建元とせずして、改元とせし所以にあらずやとの質問あるやも知れざれども、それは全くしからず、大眞立國以前に東夏王と言へるは、前にも一寸述べし如く、明の朱元璋が大明立國以前に吳王と稱せしと、全く同一の行き方にして、彼の吳王時代に何等年號のなきこと、萬奴の東夏王時代と同じである。而して萬奴と前後して遼東に國を建て王と稱せし、耶厮不、金山、——等皆年號を建てゝゐるが、金元兩史共に皆

「改元」と記して決して建元とは書いてゐない。これ蓋し從來金の年號を奉ぜしを改むるの意ならんと思はるゝのである。

次に問題は天王である。この用語は古來儒佛道及び天文家等いづれの文獻にも屢見するゝもので、この場合王澹は、果していづれに準據せるか、固より何等記載あるを見ない。然しながら、博學通故なる王澹のことであれば、たゞ單に王と言はずして、特に天王と稱せるに就いては、必ずや深い考の存するあつたことゝ思はるゝがゆゑに、いまこれを考へて見るも亦徒勞事ではあるまい。

元來支那に於いて、古くは天王と言はず、皆たゞ王と稱せしことは、尙書を繙いたものゝ等しく知るところである。天王の文字は「春秋」に至つて始めて顯はるゝことも亦、讀史家の周知の事實である。即ち「春秋左氏傳」に

隱公元年秋七月天王使宰咺來歸惠公仲子之賵。〔疏〕天王平王也。

とあり。また、

僖公二十八年冬天王守于河陽。〔第〕

とあるを始めとして、史記「漢書」その他の諸書これを稟け以て後世に及んだ譯である。これ果して何を意味するものであらうか。自分は顧炎武の意見を以て、これに應へるの甚だ至當なるを知る。

その「日知錄」に於いて、

尚書之文但稱王春秋則曰天王。以當時楚吳徐越皆僭稱王故加天以別之也。趙子曰稱天王以表無二尊是也。(註)

と論じてゐる。恩師白鳥博士及び津田博士の如く、春秋の製作年代を戰國時代迄引下げ、その「春秋」の成る當時に於いて、諸侯は全部王を稱しゐたる實情より周室の他の王室と異なるを示す爲に王の上に天の一字を加へしものと見られてゐる。然し顧炎武は勿論春秋を以て從來考へられてゐる如く、極めて古く成れるものと信じてゐたことであれば畿内に於いて周室のみ王と言ひ、諸侯は公侯伯子を以て呼んでゐた、然るに南方地方の開発につれて、地方に王と稱するもの表はるゝに至り、宗室と區別の必要上天字を冠らせ以てこれを分ち、大義名分を明かにしたのが「春秋」であると、堅く信じてゐたであらうから、前掲の如き考方をなせるものに外ならぬ。

かやうな一事を念頭に置いて翻つて萬奴の場合に及びたいと思ふ。金末遼東の天地は群雄争つて、相次いで王と稱した、耶律留哥その魁たりしこと前述した。萬奴自ら意らく、自分他僭王とは全く異り、阿骨打の流を汲む金の宗室の出であるがゆゑに、たゞの王であつてはならぬ、斷然これを他の僭王と區別する必要ありとなし、これを王澹に諮つたものと思はれる。こゝに於いて澹先づ古典を案じ、考へついたものが即ちこの天王であつた。王澹の見解は前掲顧氏の考方と全く同一のものであつたと推測しても、決して架空の議論ではあるまいと信ずる。かく考へ來れば、萬奴が自ら金の宗族であると稱し、完顔萬奴と言つ

てゐたといふ史料も愈々活々して來ることゝなるであらう。

次に黃旗子軍に就いて一言する。萬奴の軍が實際黃色旗を押立てゝゐたであらうことは、高麗史に黃旗子軍と見える記載から推して考へられる。

前に既に引用せる如く、高麗史高宗世家四年丁丑〔金興定元年蒙古太祖十二年〕夏四月萬奴は海島を出でて半島に上陸して高麗西北境を略奪し、次いで附近に駐屯せる金の元帥丐哥下を夜襲して、これを走らせしときの記事に、

己未十三日金萬奴來破大夫營。：戊辰二十二日金兵九十餘人渡鴨綠江入義州分道將軍丁公壽出兵禦之有虎頭金牌官人棄兵跪曰我元帥丐哥下也夜與黃旗子軍戰不克來奔願將軍活我。〔12〕

とあり、金史阿里不孫傳に、當時權參知政事遼東路行省たりし彼は、興定元年夏四月〔蒙古太祖四年〕即ち大真國天泰三年、新に參知政事を拜し尙書省元帥府を婆速路に行することゝなつた。その時の事情を

是時蒲鮮萬奴據遼東侵掠婆速之境高麗畏其強助糧八萬石。〔13〕

と傳へ、金麗兩史全く能く合致し、これに依つて黃旗子軍の萬奴の兵なること疑を容れぬ。これは箭内池内兩博士も、既に著眼されたやうに、黃旗子軍の稱は、全くその所持せる旗の黃色に因つての呼稱であらう。黃色が五色中最も尊ばれ、五行の五徳に配せる關係から、天子の色として、古來使用されてゐるし、黃旗紫蓋を以て天子の氣を謂ふこと、宋書にも、既に見

えてゐるから、或はこの場合の黄色はそれで説明するのが本來かも知れないけれども、萬奴と王濬との關係既述の如くであり、王濬の還境及びその平生より推知し、黃帝黃老と言つたやうな道教的色彩と思合せ見るとき、そこに一脈の何物かを暗示せるものあるを感得せざるを得ない。

最後に萬奴の王城に附せる都名に就いて一言觸れて置きたい。「元史地理志に左の記事が見える。

金末其將蒲鮮萬奴據遼東元初癸巳歲出師伐之生禽萬奴師至開元恤品東土悉平開元之名始見於此。⁽¹³⁾

また「元史王榮祖傳にも、

會金平章政事葛不哥行省於遼東咸平路宜撫使蒲鮮萬奴僭號於開元遂命榮祖還副撒里台進討之拔蓋州宣城等十餘城葛不哥走死。⁽¹⁴⁾

と記してゐる。萬奴の僭號地は東京であつて決して開元でなかつたことは事實で、この記載固より誤りであるが開元の名が萬奴の獨立に聯關して始めて史上に記録されし都城名なることは「地理志」の「開元之名始見於此」と明記ある以上、これ亦その命名には、王濬等の議に參劃せること最も早や疑ない。その地理上の位置に就いては、箭内池内和田諸先生の論⁽¹⁵⁾未だ盡きないやうであるが自分はいまそれを決定せんと試みようとするものでは毛頭ない、たゞ開元の字面も他の諸分子と共に思合するとき、また既説の諸分子が道教に基因を有

することゝなるとすれば、これ亦頗る道教的色彩の濃厚なるものあるを、暗示してゐると考へるものである。

以上各節に互つて考證論定を試みた自分の主張を、いま左にこれを要約して、從來の諸説と異なる諸點を明示して置かう。

(一)從來萬奴の國號は東眞、東夏の兩説ありしを、唯一大眞と決定した。而もこれ迄、萬奴は二回國號を建てしことを、肯定せられ來りしを改めて、徹頭徹尾國號としては大眞一度なることを力説強調した。

(二)これ迄行はれし、元史太祖十一年丙子東夏、或は東眞立國説を否認し、「秘史」親征錄、譯文證補等に依つてこれを正し、九年甲戌、東夏王僭稱説を新に唱へた。而して萬奴は大眞立國後決して他の國號に變へしことなしと主張し、これが證明に二箇の天泰年號記入の考古學的遺物を援用して、自説を確固にした。

(三)大眞の典據を道教の古典より採れるを述べ、而してその意義金なることを説き、金の宗族を以て自任せる萬奴の國號として最もふさはしきものなることを強調した。從來國號を王朝發祥地名に採れる例を破つて、文義にこれを採れるところに、文化史的に見て重要な位置を占むるを言ふ。東眞を以て東女眞の略稱なりとせる今日迄の説を排し、大眞國の東遷後、仍つて生ぜし稱にして、高麗側に見える、東眞の、東遷後に至つて見え初めるのゆゑを以て、これを證明した。

(四)萬奴の宰相王澹の傳を新に學界に紹介し、從來不明なりし、金、元兩史の缺を補ふに充分役立てた。従つて「黑韃事略」所傳王賢佐と、金史所記王澹と同一人なることを證し、これが萬奴の背後に在つて帷幕の大計をなせることを縷述し、大真國號も亦彼の輩の建築に成ると結論した。

(五)萬奴の海島へ遁入せる事實を鮮明にし、その海島を以て鴨綠江口東南鐵山對岸の椴島(皮島)に比定し、從來全く抹消されてゐたものを復活し、以て史料の尊ぶべきことを示した。

(六)「元朝祕史」に見える夫合訥を萬奴と同音異字とし、那珂箭内池内三博士の疑はれし「祕史」のこの條に對し、正解を與へしものと信ず。

上來自分の言はんと欲するところは、これを述べた、那珂、小川、箭内、池内四博士の精緻なる研究努力の結晶たる立派な礎石があつたればこそ、その上に覺束ない技倆を以て、勇敢にも柱立を試み得たのであつて、偏に先輩及び恩師の賜であると確信する。固より若輩言ふところ亦必ずしも完璧を期し難い、たゞ從來論爭相對立し、學界爲にその何れに憑るべきやに迷へる感なきを得なかつた。この一小篇が幸にその繫争を定め、些かなりとも事實の闡明をなし得るとせば、欣快これに過ぐるものはない。終りに臨み、恩師兩博士の高説に對し、深厚なる敬意を表しつゝ、も、妄評を敢てせる罪を謝して擱筆する。

121 「道藏」洞玄部、衆術類、三百二十四冊、五下。四丁裏。また天門開泰。四道開泰とも見える。一丁表。

122 文學博士市村瓊次郎著「年號に現はれたる時代思想」史學雜誌第參拾九編、第四號、三一九頁——三三

七頁。昭和三年四月號。

123 「禮記」仲尼燕居、第二十八に「言而履之、禮也、行而樂之、樂也、君子力此二者、以南面而立、夫是以天[○]下[○]太[○]平也」とある。「纂圖互註禮記」四部叢刊本、四冊、九丁表。

124 「呂氏春秋」卷之第五、仲夏紀第五大樂の條に「先王定樂、由此而生、天[○]下[○]太[○]平、萬物安寧、皆化其上」。四部叢刊本、一冊、三丁裏。

125 「元史」卷百四十九、列傳第三十六、耶律留哥傳、耶厮不借帝號於澄州、國號遼、改元天威とあり、また「金山又自稱國王、改元天德」と見えてゐる。

126 「春秋左氏傳」隱公元年の條、「春秋經傳集解」隱公第一、「四部叢刊本、一冊、一丁表裏。同、僖公二十八年度の條、同書僖下第七、同刊本、二冊、三丁表、八丁裏。

127 清顧炎武著「日知錄」卷之四、天王の條、十二丁表。

128 「高麗史」卷二十二、高宗世家三三一頁上——下段。

129 「金史」卷百〇三、列傳第四十一、完顏阿里不孫傳。十七丁表。嘉靖版。

130 「元史」卷五十九、志卷十一、地理志、開元路の條。五丁裏。洪武版。

131 「元史」卷百四十九、列傳第三十六、王榮祖傳。二十七丁表。洪武版。

132 箭内博士著「滿洲に於ける元の疆域」の中、「六開元路」前掲「滿洲歴史地理」第貳卷三七四—四三二頁、大正二年五月。池内博士著「元代の地名開元の沿革」東洋學報、第拾貳卷、第三號三一八—三三九頁。

大正十一年十月。箭内博士著「池内博士の元代の地名開元の沿革を讀む」東洋學報、第拾參卷第一號、七〇—一〇三頁。大正十二年五月。和田清著「元代の開元路に就いて」東洋學報、第十七卷、第三號、四一—四四三頁。昭和三年十二月。

(昭和七年三月十日稿)

追記 拙稿再校を了せるとき、先輩京城帝大教授鳥山喜一學士の斡旋に依つて、同學教授今西龍博士より、近刊「青丘說叢卷三」の惠贈を受けた。就いてこれを見るに、文學士田川孝三著、毛文龍と

朝鮮との關係について」といふ論文であつた。朝鮮側の史料を豊富に巧妙に使用し、更に明、清側の材料も博引旁搜を極め、誠に眞摯な研究である(菊版全百六十一頁)。これに依れば、毛文龍と椴島(皮島)との關係、その地理的位置、鐵山と同島との關係、潮汐の満干、冬期結氷時の徒涉等及び文龍の清太宗に伐たれしときの事情等、詳細に説かれてゐる。五二——五四頁。六八——六九頁。一一——一三六頁。これに依つて自分は、新に卑見の外護者を得たやうな氣がして喜悅措く能はざるものがあつた。自注¹¹⁹及び本文¹²⁴頁參看。追記して以て鳥山、今西兩教授の好意を深謝し、併せて田川學士の研究に多幸あらんことを祈る。

(三月廿八日)